

河南町
障がい者計画
(素案)

平成22(2010)年2月現在

河南町

目 次

第 1 章 はじめに.....	1
（ 1 ）計画策定の趣旨.....	2
1 ）計画策定の背景.....	2
2 ）計画の位置づけ.....	3
3 ）計画の期間.....	4
（ 2 ）計画の策定体制.....	4
1 ）計画策定の機関.....	4
2 ）障がい者のニーズ把握と計画への反映.....	4
3 ）当事者の参画.....	4
4 ）パブリックコメントの募集.....	4
5 ）国・大阪府との連携.....	4
第 2 章 河南町を取り巻く現況.....	5
（ 1 ）人口の推移.....	6
（ 2 ）障がい者（児）の状況.....	7
1 ）身体障害者手帳所持者数の状況.....	7
2 ）療育手帳所持者数の推移.....	8
3 ）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	9
第 3 章 基本理念と基本目標.....	1 1
（ 1 ）基本理念.....	1 2
（ 2 ）基本目標.....	1 3
第 4 章 分野別施策.....	1 5
（ 1 ）生活環境の整備.....	1 6
（ 2 ）育成・教育の充実.....	1 8
（ 3 ）雇用・就労の充実.....	2 0
（ 4 ）保健・医療の充実.....	2 1
（ 5 ）福祉サービスの充実.....	2 3
（ 6 ）啓発と交流の促進.....	2 6
（ 7 ）スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実.....	2 8
（ 8 ）推進基盤の整備.....	2 9

第5章 計画の推進..... 3 1

- (1) 施策相互の連携・ネットワーク化..... 3 2
- (2) 国・大阪府・近隣市町村との連携..... 3 2
- (3) 住民・民間団体・事業者との連携..... 3 2
- (4) 河南、太子及び千早赤阪村障がい者自立支援協議会との連携..... 3 2
- (5) 専門的人材の育成・確保..... 3 3
- (6) 財源の確保..... 3 3
- (7) 点検及び評価の考え方..... 3 3

参考資料..... 3 5

- (1) 河南町障がい者計画策定委員会設置要綱..... 3 6
- (2) 河南町障がい者計画策定委員会 委員名簿..... 3 7
- (3) 用語の解説..... 3 8
- (4) アンケート調査結果..... 4 1

河南町におきましては、障がいの「害」の字については障がいのある方の思いを大切にし、障がい者の理解をより深めていくために、マイナスイメージが強い「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなでの表記を行っています。

ただし、法令や条例、固有名詞、学術用語等につきましては引き続き漢字を用いることとしているため、読みづらい点が多いと思いますが、ご理解をお願いします。

第 1 章

はじめに

第1章 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

1) 計画策定の背景

わが国では、1981（S56）年の「国際障害者年」以来、「完全参加と平等」の実現のために保健、医療、福祉、教育、労働などの各分野に障がい者施策が展開されてきました。

国においては、1993（H5）年3月「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、これを契機として、同年12月「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正されました。

さらに、1995（H7）年12月には、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を理念とする「障害者対策に関する新長期計画」を推進していくための実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定、2002（H14）年12月には「新障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を策定し、具体的な施策の整備目標が明らかになりました。

そうした中、2003（H15）年にはこれまでの措置制度からサービスを自由に選択できる「支援費制度」が開始されましたが、サービス提供体制の不備や財政的に制度を維持することが困難になるなどの課題が生じてきたこともあり、課題を解決するため、2005（H17）年には障がいの自立を支援する「障害者自立支援法」が制定され、その中で「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられました。また障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、2007（H19）年4月から、すべての地方公共団体に「市町村障害者計画」の策定が義務づけられました。

本町では、町政の重要課題の一つとして、河南町障害者計画〔2000（H12）年〕を策定し、「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

また本年は、河南町第四次総合計画を策定し、「豊かな自然と文化 ともに創る笑顔あふれる元気なまち」を将来像として掲げています。またその将来像の実現に向けた地域福祉を推進するための基本となる計画としては、河南町地域福祉計画〔2008（H20）年〕・第4期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画〔2009（H21）年〕・河南町次世代育成支援行動計画〔2010（H22）年〕・健康かなん21〔2010（H22）年〕等を策定し、住民参加による支援（自助・共助・公助）の促進を図っています。そのほか、河南町都市計画マスタープラン、河南町地域防災計画を策定し、すべての住民が安全、安心、快適に暮らせるまちづくりを進めています。

本計画は、総合計画をはじめとして、これらの保健・福祉分野の個別計画及び施策を体系化して、新たな第2次「河南町障がい者計画」として策定したもので、行政と住民が一体となって、総合的な障がい者福祉の向上に取り組むための基本方針を示すものです。

用語の解説はP38～40を参照

2) 計画の位置づけ

「河南町第2期障がい者計画」は、本町における障がいのある人に対する施策に関する基本計画であり、「障害者基本法」第9条第3項に基づく本町の市町村障がい者計画です。

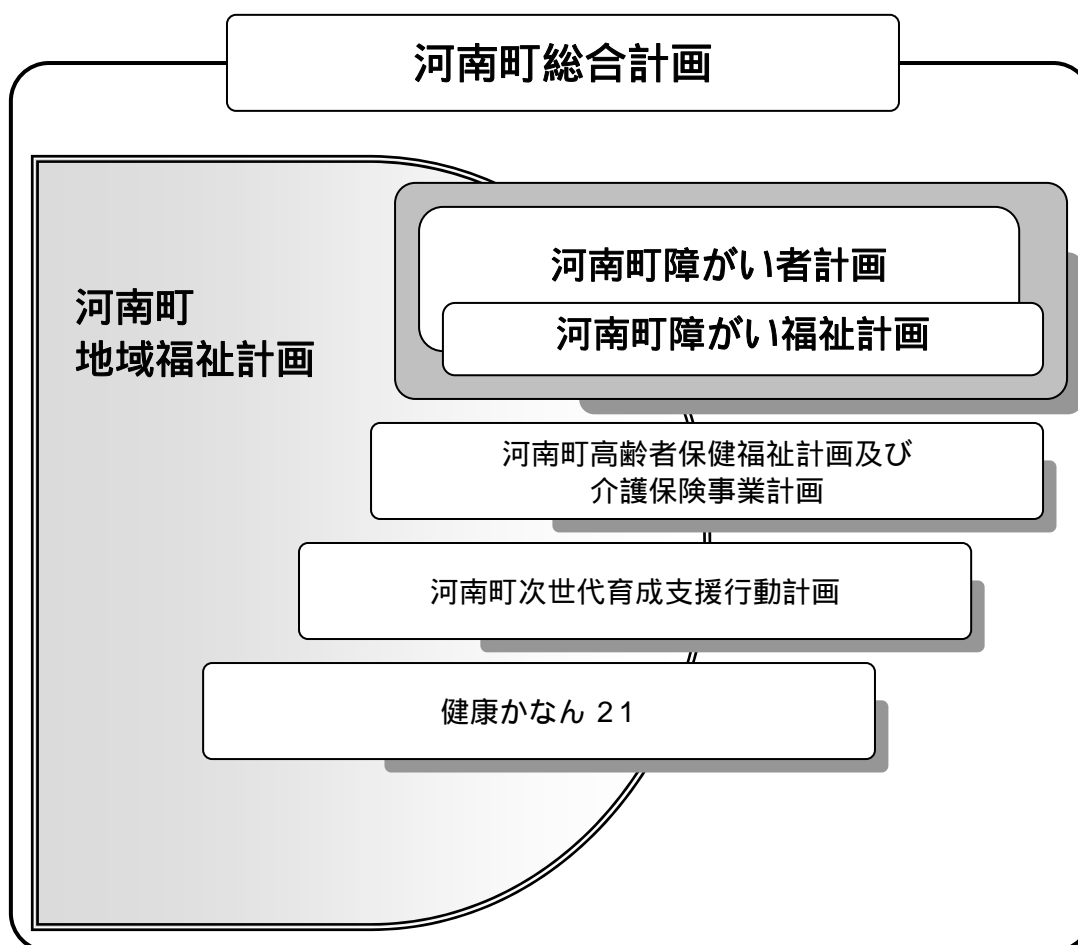
市町村障害者計画は、障がい者施策を推進するための基本理念や基本目標を定めるとともに、障がいのある人の生活の全領域にわたる施策の方向性と内容を明らかにし、国や大阪府が策定した障がい者基本計画をはじめ、河南町における総合計画および各種保健・福祉分野の個別計画との整合を図りながら、今後おおむね10年間の基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。

= 根拠法令（抜粋） =

障害者基本法

第9条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【関係諸計画との位置づけ】



用語の解説は P38～40 を参照

3) 計画の期間

本計画の計画期間は、長期的な視点にたった総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、平成22年度からおおむね10年間の計画として策定しました。

なお、法律改廃、人口動態や施策の進展状況、社会経済環境の変化などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて内容の見直しを行います。

(2) 計画の策定体制

1) 計画策定の機関

本計画は議会議員代表、障がい者の代表、障がい者の家族の代表、関係行政機関の職員、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者などで構成する「河南町障がい者計画策定委員会」において審議し、その意見を踏まえて策定しました。

2) 障がい者のニーズ把握と計画への反映

本計画では、障がい者施策に関する意見や障がい者の生活実態や意見、要望等を把握することを目的として町民にアンケート調査を行い、計画に反映しました。

3) 当事者の参画

本計画の策定にあたっては、障がい福祉サービスを利用されている人や事業者に障がい者計画に盛り込んでほしい施策、行政に対する要望等に関して柔軟なご意見をいただくことを目的に、また各政策担当課に対し、持続可能な福祉サービスを提供するため今後の行政の方向性等のヒアリング調査を実施し、計画に反映しました。

4) パブリックコメントの募集

計画の策定にあたっては、住民の意見を踏まえた計画とすることを目的として、素案の段階で公表し、意見の募集を行いました。

期間中の意見については、河南町障がい者計画策定委員会で審議・検討を行い、計画に反映しました。

5) 国・大阪府との連携

計画策定にあたっては、国や大阪府の示す考え方や方向性等と適宜、整合性を確保しながら、策定作業を進めました。

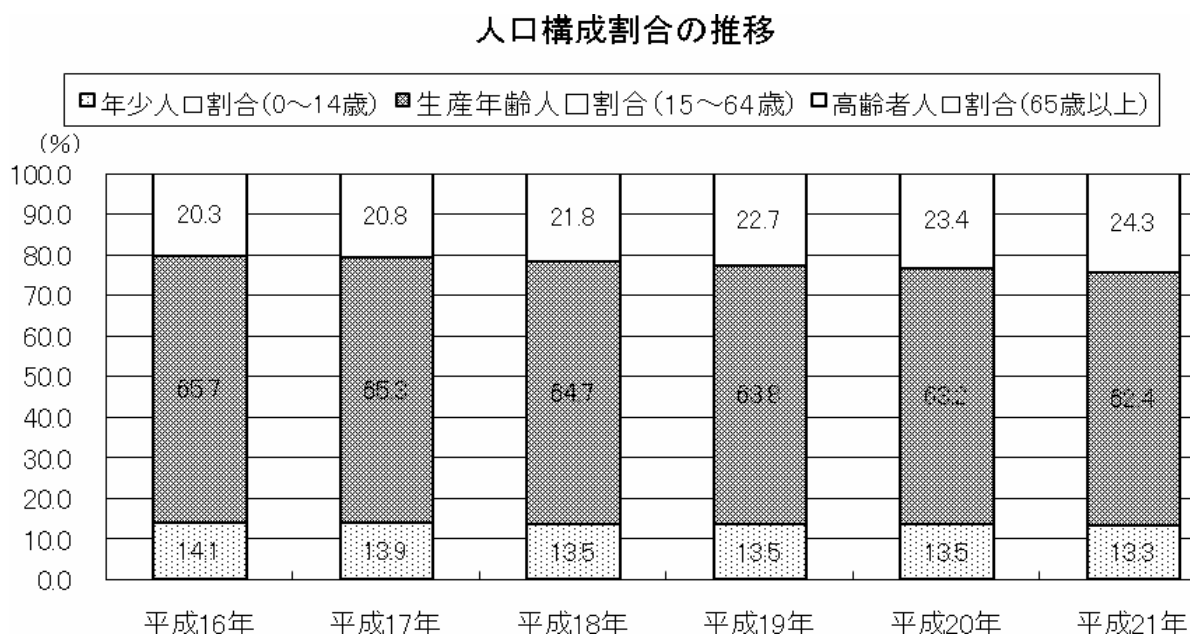
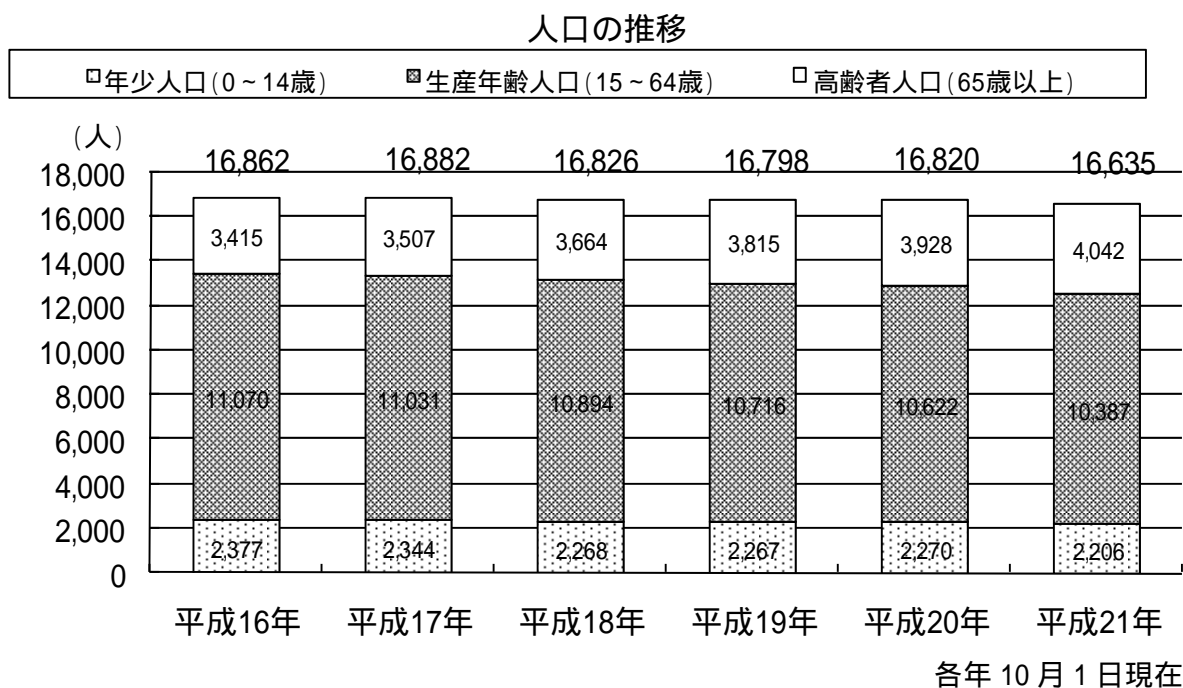
第 2 章

河南町を取り巻く現況

第2章 河南町を取り巻く現況

(1) 人口の推移

河南町の人口は、平成16年以降ほぼ横ばいの状態ですが、高齢者人口は増加しており、少子高齢化のが急進しています。

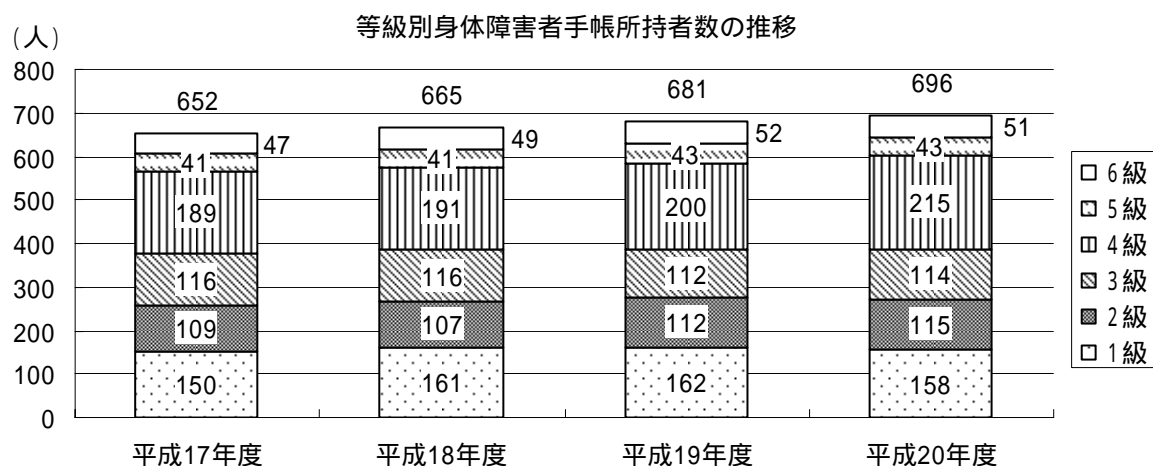


(2) 障がい者(児)の状況

1) 身体障害者手帳所持者数の状況

平成20年度における身体障害者手帳所持者数は696人で、徐々に増加しています。等級別に見ると、4級215人、1級158人の順となっています。

また、65歳以上の方が488人と、全体の約70.1%となっており、町全体の人口構成と比較しても、きわめて高い高齢化を示しています。



各年度3月31日現在

【年齢別・障がい種別人数】

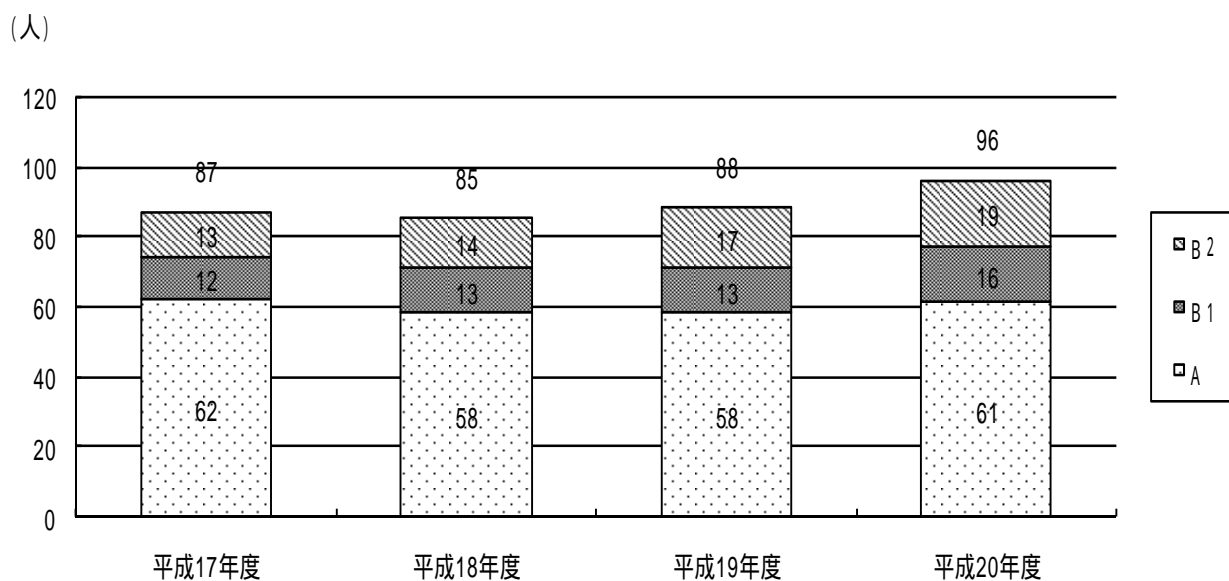
	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	合計
視覚	0	7	39	46
聴覚・平衡機能	3	17	33	53
言語・音声	1	3	1	5
肢体不自由	2	132	305	439
内部障害	3	40	110	153
その他	0	0	0	0
合計	9	199	488	696
(構成比)	(1.3%)	(28.6%)	(70.1%)	(100%)

平成21年3月31日現在

2) 療育手帳所持者数の推移

平成20年度の療育手帳所持者数をみると、「A(重度)」が61人と最も多く、次いで「B2(軽度)」が19人、「B1(中度)」が16人となっています。また、療育手帳所持者数の合計は平成17年度から平成20年度にかけては、微増で9人の増加となっています。

程度別療育手帳所持者数の推移



各年度3月31日現在

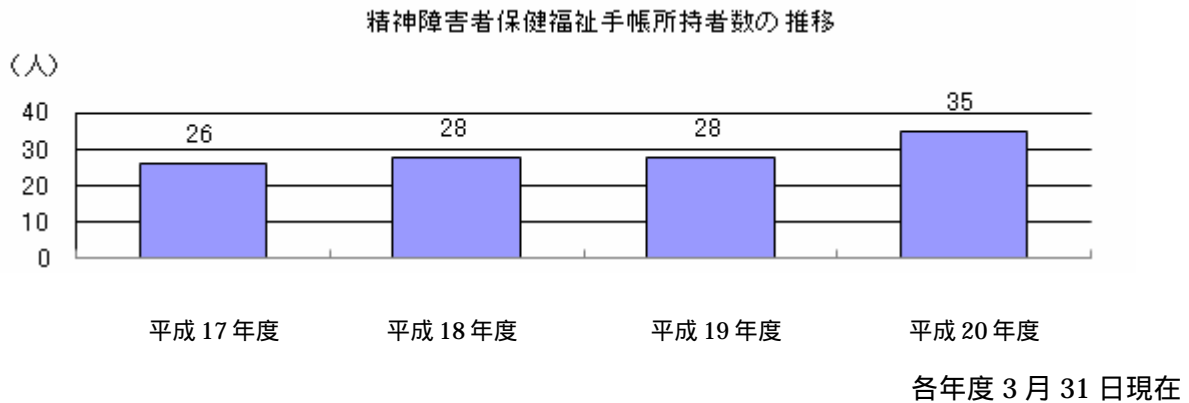
【年齢別人数】

	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	合計
A	8	44	9	61
B1	7	9	0	16
B2	9	10	0	19
合計 (構成比)	24 (25%)	63 (66%)	9 (9%)	96 (100%)

平成21年3月31日現在

3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 20 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、「2 級」が最も多く、次いで「1 級」、「3 級」となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数の合計は平成 17 年度から平成 20 年度にかけて 9 人増加しています。



【年齢別人数】

	18 歳未満	18 歳以上 ~ 65 歳未満	65 歳以上	合計
1 級	0	4	5	9
2 級	0	15	3	18
3 級	0	4	4	8
合計	0	23	12	35
(構成比)	(0%)	(66%)	(34%)	(100%)

平成 21 年 3 月 31 日現在

第 3 章

基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

河南町では、総合的、計画的なまちづくりの方針である河南町第四次総合計画の基本構想において、自然と共生するまち「みどり」、ともに協働するまち「きずな」、次代に生きるまち「つなぐ」を基本理念とし「豊かな自然と文化 ともに創る笑顔あふれる元気なまち」を将来像と掲げています。

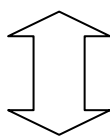
すべての人々が、住み慣れた河南町でいつまでも健やかに暮らし続けることができるよう、障がいのある人とその家族、地域が互いに語り合い、互いに助け合える共生のまちづくりに取り組んでいます。

本計画では、河南町第四次総合計画の基本的な理念を踏まえ、「きずな」「つなぐ」を国の障がい者施策の理念でもある「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」として位置づけ、基本理念とします。

その基本理念をもって、障がいのある人と支援する人たちが住み慣れた地域・家庭において豊かな生活が送れるよう、障がい者福祉施策を充実するとともに、地域に密着したサービス提供や地域での支えあい、助けあいを充実し、みんなで支えあう福祉のコミュニティづくりをめざします。

きずなはノーマライゼーションへ

障がいがある人もない人も、このまちに住むひとりとして、相互の理解と協力によって築かれたきずな（絆）を尊重し、ともに暮らし活動する社会をめざします。



つなぐはリハビリテーションへ

個人・地域・役所や関係機関等を“つなぐ”ことによって、地域での心のリハビリ、身体のリハビリ、環境のリハビリを推進し、次代への可能性の追求をめざします。

(2) 基本目標

障がいのある人の高齢化や障がい種別、障がいの程度により、障がいのある人のニーズは多様化しており、現状の施策は、高齢者福祉と障がい者福祉の2つ観点をもっています。

本町においては、第2章で示したとおり、障がい者のある人の高齢化が著明であり、高齢者施策が主となるところですが、本計画においては、基本理念に基づき、次の8つの目標を掲げ、単に年齢によらない施策の展開を図ります。

1) 生活環境の整備

防犯・防災をはじめとして、地域が一体となった危機管理体制の構築を進めるとともに、すべての人が暮らしやすいまちとなるよう、安心して移動しやすいまちづくりを進めます。

2) 育成・教育の充実

障がいがある、なしに関係なく「ともに協働するまち」を築き上げるため、幼少期から共に学び育つ教育につとめ、障がいの状況に応じた適切な教育、療育が受けられるよう施策を充実させます。

3) 雇用・就労の充実

働く意欲を持つ障がいのある人が経済活動に従事することは、真なる自立の具現化のため重要です。

各々の適性と能力に応じた多様な働く場が確保されるよう条件整備に努めます。

4) 保健・医療の充実

乳幼児期から中高年にわたるライフステージに応じた保健・医療サービスの充実を図るとともに、身近な圏域でのサービス提供体制の整備に努めます。

5) 福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、各種サービスの充実、生活する場の整備、保健・医療体制の充実を進めます。

6) 啓発と交流の促進

障がいのある人が自分らしく、誇りをもって暮らすことができるよう、すべての住民が互いの人権を尊重しあい、支えあうことができる地域社会づくりを進めます。

7) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

障がいのある人が、いきがいのある社会生活を送ることができるよう、就労、文化、スポーツなどあらゆる活動に参加できる機会の充実に努めます。

8) 推進基盤の整備

施策推進の基礎となる人材の育成に努めるとともに、社会福祉協議会、事業者、民間団体などの自主的な地域福祉活動を支援します。

第 4 章

分野別施策

第4章 分野別施策

(1) 生活環境の整備

町の基本方針

障がいのある人の社会参加を促進するにあたって、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や大阪府福祉のまちづくり条例に沿うとともに、第河南町四次総合計画の理念である自然と共生するまち「みどり」のもと、だれもが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

また障がいのある人に対応した建築物、移動手段の整備を促進するとともに、段差の解消などを通じて安全・安心して移動ができるよう努めます。

さらに、災害などの緊急時に援護が必要な人に対しては、地域の中で支援することができるよう、要援護者の把握に努め、地域の防災ネットワークの強化に努めます。

1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

公共的建築物等の改善・整備

安全で人にやさしい生活空間を拡大していくため、公共的建築物や公園などの施設について、大阪府福祉のまちづくり条例やその他各種法令等に基づき、ユニバーサルデザインの考えを尊重し、単に「基準を守る」だけでなく、「真に使いやすい」改善・整備を進めます。

障がいのある人にやさしい住まいの整備・充実

住宅相談や重度障害者住宅改造費助成事業の継続、バリアフリー化など、障がいのある人にやさしい住まいの整備・充実を図ります。

また住宅改造に関する各種制度の周知や改善事例、府営住宅等の情報提供、相談支援体制の充実に努めます。

2) 移動空間等のバリアフリー化等の推進

市街化地区におけるバリアフリー化の推進

都市計画マスタープランに基づき、計画的にバリアフリー化を進めます。その他の地区に関しても同構想の理念に基づき、施設設置管理者に対してバリアフリー化の推進を要請します。

道路における安全確保対策の推進

歩行者が安全に通行するため、歩道の段差解消および歩車道の分離を進めるとともに、点字ブロックの設置など、大阪府福祉のまちづくり条例やその他各種法令等に基づき、障がいのある人が安心して外出できる道路空間の改善・整備を推進します。

公園等の整備の推進

だれもが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公園等におけるバリアフリー化を推進します。

3) 安全な交通の確保

公共交通機関における低床バスやリフト付き福祉タクシー等の導入を促進し、障がいのある人や高齢者等に利用しやすい交通・移動手段の整備・充実に努めます。

4) 防災、防犯対策の推進

自主防災組織の支援

障がいのある人、高齢者、1人暮らし世帯の人等の安全を地域全体で支えていくため、地域における自主防災組織や民生委員児童委員協議会、自治会等が行う災害時要援護者の把握および防災マップ等の作成を支援します。

災害時に備えた組織体制づくり

災害時における要援護者に対する支援体制の重要性について啓発・広報活動を進めるとともに、災害ボランティアの育成・確保に努めます。

また災害発生時の避難誘導や安全確保の支援が迅速かつ適切に行われるよう、災害情報の連絡体制の確立を図ります。

防犯体制づくり

防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や河南町防犯委員会等関係機関との連携により、防犯ネットワークの確立を図ります。

(2) 育成・教育の充実

町の基本方針

乳幼児期から義務教育修了まで一貫した教育・療育体制の整備に努めるとともに、発達障がいを含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

また義務教育修了後の自立した生活を目指し、発達障がいを含む障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすための教育内容の充実や、支援学校見学、職業体験学習等早い時期からの進路指導の充実と関係機関との連携に努めます。

1) 療育体制の整備

障がいの早期発見

各種健康診査や健康相談などにより、障がいの早期発見に努めます。また発達に課題のある乳幼児に対し、地域での継続的な相談・指導の機会の充実を図ります。

療育相談体制の充実

一人ひとりの障がいの特性等に応じた最も適切な療育・保育・教育の場の確保に向け、発達障がいを含む障がいのある子どもの成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、関係機関との連携を深めます。

早期療育の充実

乳幼児健康診査後の事後指導を充実することにより、発達障がいを含む障がいのある子どもや保護者の意見やニーズを的確にとらえ、障がいの種類や程度などを見極めながら、一人ひとりの実情にあわせたきめ細かな療育の充実を図ります。

また身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、発達障がいを含む障がいのある子どもに対する保育の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の関係機関との連携を強化します。

地域における発達障がいを含む障がいのある子どもの生活基盤の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもの地域での活動を支援するため、学童クラブ等での受入を推進するなど、障がいの特性に応じた生活基盤の整備の充実を図ります。

また児童の発達障がいの早期発見および早期の発達支援について、保育園・幼稚園への巡回指導の充実や保育者・親や障がいのある子どもへの支援に努めます。

2) 指導力の向上

教職員の資質向上

小・中学校において発達障がいを含む障がいのある子どもがその能力・適性に合った教育が受けられるとともに、その能力や個性を十分に発揮できるよう、教育内容や指導方法の充実を図ります。

また河南町教育委員会と連携し、教員を対象とした講習会、研修会等の実施を通じ、障がいおよび発達障がいに対する正しい理解と支援について、指導力の向上を図ります。

保育者（幼稚園教員・保育所保育士）などの資質向上

障がい児保育研修などを実施し、障がい児保育における課題の把握や発達障がいを含む障がいのある子どもの発達状況に応じた保育のあり方などについて理解を深めます。

支援教育の充実

通常の学級の中で、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、効果的な教育活動を提供できるよう、小・中学校の特別支援教育コーディネーターや校内委員会との連携を強化するとともに、社会資源や巡回相談を活用しながら、特別支援教育の充実に努めます。

3) 社会的および職業的自立の促進

相談・支援体制の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、就労等の幅広い観点から、一人ひとりのニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。

卒業後の学習の場、機会の充実

義務教育終了後における学習を支援するため、特別支援学校、職業訓練校、草笛の家やあすかの園・わかば作業所等の障がい福祉サービス提供機関等との連携のもと、地域の学習活動に参加しやすい環境の整備・充実を促進するとともに、情報提供の充実を図ります。

4) 学校等のバリアフリー化の促進

小・中学校等において、施設のバリアフリー化を促進します。

(3) 雇用・就労の充実

町の基本方針

事業主や共に働く人の障がいや病気に対する理解の促進に取り組むとともに、障がいのある人の雇用の場の拡大に取り組みます。また障がいのある人一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図ります。

またハローワークや南河内南障害者就業・生活支援センター等との協力体制を強化し、障がいのある人の一般就労を促進するとともに、一般就労が困難な障がいのある人に対して、身近な地域における福祉的就労ができる場の確保に努めます。

1) 障がい者雇用の場の拡大

事業主への啓発

町内および近隣の事業主に対して、法定雇用率の遵守やトライアル雇用制度等の各種雇用支援制度の周知に努めます。

障がい者雇用啓発活動の推進

南河内南障害者就業・生活支援センターを中心に圏域市町村、関係各課との連携により、企業や住民に対して障がい者雇用に関する啓発活動を展開します。

公共事業の委託における障がい者団体等への配慮

契約の原則である競争性、経済性、公正性等の確保に留意したうえで、町の委託事業における障がい者団体およびサービス提供機関への配慮の方法について検討を行います。

職場における障がい者理解への促進

福祉教材の貸出しや研修の充実など、職場における障がいのある人の困難や苦しみへの理解を促進します。

障がい者の雇用

町内事業所に対する障がい者雇用についての啓発、障がい者雇用に積極的な事業所の情報提供を行うなど、障がいのある人の働く場の確保に向けて、積極的に施策を推進します。

2) 授産製品等の販売の支援

障がいのある人がつくった授産製品の販売活動を支援するとともに、展示や販売を目的とした取り組みを支援します。

3) 総合的な支援施策の推進

ハローワークや相談支援事業所との連携を深め、労働相談等の支援体制の充実を図ることにより、就職への支援、就職後のきめ細かい相談・指導を推進し、就労の促進・定着化を図ります。

(4) 保健・医療の充実

町基本方針

障がいのある人に対して適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実させるとともに、障がいの要因となる生活習慣病の予防や、障がいのある人に対する心のケアも重要な課題であることから、保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

また障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。

1) 障がいの要因となる疾病等の予防・治療

妊婦、乳幼児健康診査体制の充実

障がいや発達障がいの早期発見・早期治療に向け、妊婦、乳幼児健康診査体制の充実を図るとともに、民生児童委員などの地区組織等との連携を強化します。また障がいの可能性がある乳幼児の健全な発育・発達を促すよう、継続的な相談・指導体制の充実を図ります。

生活習慣病の予防

生活習慣病を要因とする障がいの発生を予防するため、健康教育や健康相談の充実を図ります。

障がいの要因となる疾患の治療

障がいの要因となる疾患について適切な治療を行うため、早期に医療機関への受診につながるよう各種相談指導等の充実を図ります。

特に精神疾患においては、こころの相談等で早期発見に取り組み、適切な医療による病状の安定を図ります。

正しい知識の普及

障がいの要因となる精神疾患、難病等について、正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する偏見や不安の解消を図ります。

2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がい者保健対策の充実

障がいのある人のライフステージに応じた健康づくりを進めることにより、生活習慣病をはじめとする疾病の予防に努めるとともに、障がいに起因する二次障がいの発生を予防します。

地域ケア・リハビリテーション等の充実

障がいのある人の自立を支え、生活の質を高めるため、身近な場所で障がいに応じた機能訓練や訪問指導等を受けることができるよう各施設や関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアシステムの確保並びに整備を促進します。

用語の解説はP38～40を参照

医療の充実

精神疾患、難病など、障がいに対する継続的な医療が必要な障がいのある人に、身近な医療機関等における医療の提供および治療に必要な各種サービスの充実を図ります。

在宅支援の充実

在宅での療養生活を支援するため、障がいのある人本人および家族に介護方法の助言指導、栄養および口腔ケア指導等の訪問指導の充実に努めます。

難病患者対策の充実

難病患者の在宅療養の充実について国、大阪府に要望します。

3) 精神保健・医療施策

こころの健康づくり

近年の社会経済環境の変化等によるストレスの増大等に対応し、学校、職場および地域における「こころの健康」に関する相談・カウンセリング等の提供の充実を図ることで、精神疾患の早期発見に努めます。

正しい理解の促進

精神障がいおよび精神障がい者に対する正しい理解の促進を図るため、広報誌等でこころの健康づくりに関する情報提供に努めます。

精神障がい者支援体制の充実

精神障がいのある人の在宅生活や社会復帰を支援するため、地域活動支援センター や相談支援事業所の活用およびグループホームやケアホーム等の整備を促進します。また地域において適切な精神障がい者が一層充実した医療を受けられるよう、医療体制の整備について国、大阪府に要望します。

4) 専門職種の養成・確保

関係機関と連携し、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士 など、保健医療の専門的相談・支援者等の養成・確保に努めます。

用語の解説はP38～40を参照

(5) 福祉サービスの充実

町の基本方針

障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を送れるよう、障がいの有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる、きずなを大切にした地域社会の実現をめざします。

障がいのある人が自立した日常生活等が送れるよう、社会生活を送る上でのニーズに対応し、障がい福祉計画との整合を図りながら、障がいに応じた福祉サービスの提供体制の確立に努めます。

また相談機能の充実、生活支援体制の整備、各種サービスの量的・質的な充実に努め、すべての障がい者が、豊かな地域生活を送れるよう体制の整備を目指します。

1) 利用者本位の生活支援体制の整備

相談支援事業の充実

相談支援事業の普及・啓発に努めるとともに、河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者自立支援協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を深め、相談支援体制の強化を図ります。また各種の相談に対して適切に対応できるよう、関係機関や町の職員等の能力の向上を図ります。

日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用の促進

障がい者のある人の健全な生活の基礎が確保できるよう、河南町社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を捉えて事業の内容や利用方法などについて情報提供し、その周知と利用の促進を図ります。

障がいのある人の現状やニーズについての情報収集の充実

障がい者のある人の現状やニーズについて、相談支援事業者との連携や河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会等を通じ情報収集に努め、施策への反映を図ります。

介護者に対する支援の充実の検討

在宅の障がいのある人の介護者や保護者に対する支援の充実など、介護者や家族の経済的・精神的負担の軽減のあり方について検討します。

制度の周知

障がい者施策関連法等に基づく新たな制度内容の周知や、利用者によるサービス選択ができるよう障がい福祉サービスに関する情報提供に努め、必要な人が適切に制度を利用できる仕組みづくりの促進を図ります。

またサービスの提供事業所を選択する際の第三者評価システムの活用についても、その周知と利用促進を図ります。

2) 障がい者福祉サービス等の充実

在宅サービスの充実

障がいのある人のニーズに対応した在宅サービスの提供にあたっては、介護保険事業との連携を図りながら、サービスの提供体制の整備に努めます。また保健・福祉・医療・教育等の専門機関と連携し、発達障がい 児や難病 患者等に対するサービスの充実に努めるとともに、その支援策を検討します。

地域生活支援事業の充実

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活が送れるよう、地域活動支援センター の充実をはじめ、地域生活支援事業を実施するとともに、本町の社会資源やサービスの提供体制を構築し、ニーズにあった新たな事業を実施して行きます。

各種事業者との連携強化

地域移行を望む施設入所者が安心して地域生活が送れるよう、圏域における福祉サービス提供事業者との連携を強化するとともに、退所後の生活支援体制の充実に努めます。

住居の確保

地域移行推進施策のもと、従来の入所施設の延長でない、真に地域で暮らせる、グループホーム、ケアホーム等の充実に努めます。

3) 移動支援対策の充実

ガイドヘルパー等の確保

障がいのある人の外出を支援するガイドヘルパーやボランティアの確保に努めます。

移動支援施策の充実

障がいのある人の社会参加を促進するにあたって、福祉タクシー等移動手段の確保に努めます。

4) 経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立し、質の高い生活が送れるよう、年金制度をはじめとする既存制度における問題点を把握し、国・大阪府に対して経済的支援策の検討を要望します。

5) 情報バリアフリー化の推進

視覚障がいのある人に対する情報バリアフリー化として、印刷媒体における墨字の点字化や音声変換に努めるほか、発達障がい 者などへの情報バリアフリー化として、ピクトグラム 表記など視覚支援による情報提供に努めます。

6) コミュニケーション支援体制の充実

手話通訳者や要約筆記者、音声訳・点訳ボランティアなどの育成・確保

障がいのある人への情報提供体制を充実・強化するため、関係団体等との連携のもと、手話通訳者や要約筆記者、音声訳・点訳ボランティアなどの育成・確保を進めます。

また今後予想される外国人の障がい者にも対応するため、通訳・翻訳者の育成・確保に努めます。

事業開催における手話通訳者・ガイドボランティア等の配置

町が開催する事業における手話通訳者やガイドボランティアの配置について支援します。

7) サービスの質の向上

障がいのある人が安心・信頼できる人間関係の中で、適切なサービスが提供されるよう、障がい福祉サービス提供機関に対して自己評価制度の導入を働きかけることで、サービスの質の向上を図ります。

8) 専門職種の養成・確保

関係機関と連携し、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士など、社会福祉の専門的相談・支援者およびホームヘルパー等の養成・確保に努めます。

用語の解説はP 38～40を参照

(6) 啓発と交流の促進

町の基本方針

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、住民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めることが必要です。

ノーマライゼーション の理念を浸透させることで、差別や偏見といった心のバリアを取り除き、障がいのある人が住み慣れた地域で自立をめざし積極的に社会参加ができる環境づくりに努めます。

また日常生活の中で、障がいのある人もない人も気軽にふれあい、交流を深める機会の拡充を図り、障がい者に対する差別意識や偏見などの解消に努めます。

1) 啓発・広報活動の推進

障がいおよび障がいのある人に対する正しい知識の習得と理解の促進

シンポジウムやフォーラムの開催、「障がい者週間 」における様々なイベント開催において、圏域での協調体制を整えることにより支援を行い、障がいおよび障がいのある人に関する情報提供機会の充実を図り、発達障がい や精神障がい、難病 を含めた正しい知識の習得と理解を促進します。

人権啓発の推進

「人権をまもるまちづくり条例」、「人権行政基本方針」、「人権教育基本方針」等に基づき、人権尊重のための各種啓発事業や学校教育をはじめとする様々な場において、人権問題に対する正しい理解と認識を促進します。また住民が利用しやすい人権相談の充実を図ります。

広報内容、多様な情報提供媒体の検討

町の発行する広報誌や様々なメディアにおける障がいおよび障がいのある人に関する情報量の拡大、質の向上に努めるとともに、障がい者福祉をはじめとして幅広い観点から記事を掲載することで、ノーマライゼーションの理念の定着を図ります。また町のウェブサイトやインターネットを活用した情報提供のあり方を検討します。

2) 障がい者理解の促進

学校教育における障がい者理解の促進

学校教育において、障がいのある人への理解や交流教育を通じて、障がい特性や障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、子どもの頃からノーマライゼーション の理念が身につくよう、取り組みを進めます。

生涯学習推進における障がい者理解の促進

社会教育を振興し、家庭教育を支援する中で、人権啓発や地域福祉の理念に関する教育、交流学習等を積極的に実施し、福祉意識の高揚を図ります。

交流機会と交流の場の整備

障がいのある人とない人の交流および障がい者相互の交流機会の充実、拡大を図ります。また「障がい者週間」等における様々なイベントの開催にあたっては、障がい者が参加しやすくなるよう工夫し、すべての住民との交流活動を促進します。

交流を促進する団体等の育成・支援

交流を促進する団体、関係機関に対して、情報提供や活動を支えるハードとソフトの両面からの条件整備を図ります。

体験学習の充実

河南町社会福祉協議会と連携して、多くの人たちがハンディキャップ体験、ボランティア体験に参加できる機会の充実を図るとともに、住民一人ひとりがバリアのあることを認識し、バリアを感じる人への協力の姿勢を示す「心のバリアフリー」を進めます。

3) 公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進

町職員、幼稚園や小・中学校の教職員、地域福祉活動に関わる人々に対しては、ノーマライゼーションの理念の定着や人権の実現に向けた主導的な役割を担う存在であることから、障がいや障がいのある人に対するより深い知識の習得と理解の推進を図ります。

4) ボランティア活動の推進

ボランティアの育成

河南町社会福祉協議会との連携により、ボランティア養成講座などの充実を図るとともに、関係各課においてもボランティアの育成に努めます。

支援をしたい人と支援を受けたい人のマッチングを行う仕組みづくりやマッチングなどを担当するコーディネーター等の育成に取り組みます。

ボランティア・住民活動拠点の検討

幅広いボランティア・住民活動の内容や活動時間に柔軟に対応できる拠点として、ボランティアルームや既存施設の有効活用を含めた検討を行います。

用語の解説は P 38 ~ 40 を参照

(7) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

町の基本方針

障がいのある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動等への参加を支援し、社会参加を促進します。

イベント等においては、障がいのある人もない人も、いつでも容易に参加できる開催に努めます。

1) スポーツ、文化芸術活動の振興

スポーツ・レクリエーション企画の充実

スポーツ・レクリエーションイベント等の開催にあたっては、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣充実や補助の確保に努めます。

障がいの内容・程度に応じたスポーツ・レクリエーション活動の振興

公園や学校等の身近な場所の利用や社会資源の利用など、障がいのある人が利用しやすい施設・設備の整備を促進するとともに、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動に詳しい指導員の育成・確保など、障がいの内容・程度に応じたスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

文化に触れる機会の充実

点字図書や録音図書等、視覚障がいのある人の利用を支援するよう充実を図るとともに、手話通訳や要約筆記等による解説など、障がいのある人に配慮した文化活動を提供することにより、障がいのある人が文化に親しみやすい機会を充実します。

文化活動の振興

作品展などの発表の機会の充実や各種講座の充実を図ることにより、障がいのある人もない人も自然な交流ができる文化事業の充実に努めます。

各種イベント等への参加促進

町や河南町社会福祉協議会が行うイベントや各種行事において、障がいのある人の参加促進とその条件整備を進めます。

(8) 推進基盤の整備

町の基本方針

河南町社会福祉協議会及び町内の福祉施設等の機能充実と連携強化を図ります。
また、小地域ネットワークを一層充実したものとします。

1) 地域資源の活用

社会福祉協議会の機能強化と福祉施設等との連携強化

河南町社会福祉協議会の機能強化を図り、事業の1つである小地域ネットワーク活動の推進を行います。

また、福祉施設等との連携を強化し、官民の協働基盤の構築推進を行います。

地域自立支援協議会 の機能と権限強化

河南町・太子町・千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会の機能を強化しその能力を高めることにより、広域的な協働体制を整備していきます。

用語の解説はP38～40を参照

第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「河南町第四次総合計画」「河南町地域福祉計画」「河南町障がい福祉計画」等の上位・関連計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、河南町・太子町・千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会 や関係機関および庁内関係各課による連携を強化し、総合的な障がい者施策の展開に取り組みます。

(2) 国・大阪府・近隣市町村との連携

本計画の内容は、河南町単独で対応できないものも含まれています。国や大阪府の事業や施設を利用することが必要なもの、近隣の市町村と連携することで、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

特に、南河内南圏域においては相互の協力が不可欠であり、より一層の連携強化を図ります。

(3) 住民・民間団体・事業者との連携

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、住民、ボランティア、関係団体および相談支援事業者、草笛の家、あすかの園の協力を得ることが不可欠であり、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、住民、民間団体、事業者の取り組みを積極的に支援していきます。

また河南町の地域性を考慮した障がい福祉施策推進の仕組みづくりが定期的に検討されるよう、行政を含めたネットワーク体制の構築に取り組みます。

(4) 河南町・太子町・千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会との連携

本計画の推進にあたっては、障がいのある人の現状・ニーズを踏まえることが重要であり、障がいのある人および関係者の意見・要望が反映できる場として、河南町・太子町・千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会 との連携を強化します。

用語の解説は P38～40 を参照

(5) 専門的人材の育成・確保

相談支援体制の充実および障がい福祉サービスの量的整備、サービスの質的向上を図るため、手話通訳者をはじめとする専門的人材の育成・確保に努めます。

また大阪府や近隣市町村との連携を図り、必要な人材および資質の向上に広域的に取り組んでいきます。

(6) 財源の確保

本計画は、本町のめざす将来像である「豊かな自然と文化 とともに創る笑顔あふれる元気なまち」の実現に向けた必要不可欠な施策を推進するためのものであることから、経費の節減と町単独事業の見直しを行うことにより財源の確保に努めつつ、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、各種の補助制度の拡充等、財政的な支援について国や大阪府に対し要望します。

また、福祉サービス利用者・事業者・役場においてますます煩雑化する制度を見直し、コストを削減し、真に利用者にとって有益な制度を構築することを、国や大阪府に要望します。

(7) 点検および評価の考え方

計画に盛り込んだ施策の推進状況や進捗状況については、河南町・太子町・千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会との連携により点検・評価に取り組むとともに、その過程においては、様々な立場で住民が参加できるよう、協働体制の構築に取り組みます。

參考資料

(1) 河南町障がい者計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 本町は、障がい者（児）の福祉施策を総合的に推進するために障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画（以下「計画」という。）を策定するものである。

(設置)

第 2 条 計画の原案を作成するために、本町に「河南町障がい者計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 3 条 委員会は、町の障がい者施策に関する調査及び計画の原案の作成を行うものとする。

(組織)

第 4 条 委員は、識見を有する者、障がい者団体の代表者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員の内から町長が委嘱し、又は任命する。

2 庁内における横断的な取り組みを図るために、委員会とは別に作業部会を置くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の原案の作成が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人を置き、委員の互選により定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理する。また、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の開催は、原則として委員の過半数以上とする。

(作業部会)

第 8 条 作業部会は関係課職員をもって組織することとし、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

2 作業部会の運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

(2) 河南町障がい者計画策定委員会 委員名簿

任期：平成21年9月1日～平成22年3月31日

選 定 区 分	所 属	氏 名
障がい者団体	河南町身体障害者協会会長	遠藤 勉
障がい者団体	河南町手をつなぐ親の会 からの代表	鴻巣 十二子
町議会	河南町議会議員	力武 清
福祉施設従事者	草笛の家施設長	藤田 正士
福祉施設従事者	あすかの園園長	吉川 和美
福祉施設従事者	ときわぎ所長	服部 一夫
医療・保健関係	富田林医師会	森口 英世
医療・保健関係	富田林医師会訪問看護ステ ーション	小路 三千代
社会福祉及び公共的団体	河南町区長会会長	筧 俊彦
社会福祉及び公共的団体	河南町社会福祉協議会会長	槇野 日出男
社会福祉及び公共的団体	河南町民生委員児童委員協 議会会長	山本 昭子
関係行政機関職員	富田林保健所 企画補佐	岡田 久長
関係行政機関職員	富田林子ども家庭センター 地域相談課課長補佐	伊庭 千恵
就労関係機関職員	南河内南障害者就業・生活 支援センター長	小池 尚子
学識経験者	大阪千代田短期大学副学長	山本 敏貢
町 職 員	健康福祉部長	炭谷 芳輝

(3) 用語の解説

<カ行>

ガイドボランティア

視覚障がい者の外出を支援するボランティア。

共助

地域住民同士の支え合いのこと。

近所をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアが地で連携を深めて、共に支えあい助け合うこと。

公助

個人や家族、地域、あるいは民間の力だけでは、解決できないことについて、行政が生活課題の解決に向けた自助、共助の取組みを支援するとともに、地域福祉の推進のための基盤づくりを行うこと。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの。

<サ行>

作業療法士

農耕・手芸などの作業や、レクリエーション・生活動作訓練などの目的をもった活動を通して病気の回復や社会復帰の促進を図る精神療法を行う専門職。

精神保健福祉士

精神科病院などの医療機関や精神障がい者の社会復帰を支援する施設等において、社会復帰に関する相談に応じたり、日常生活に適應するための訓練や援助を行う、有資格の専門職。

自助

当事者の自立意欲やそれに基づく努力、また、当事者の家族らによる支援。

障がい者基本計画

障がい者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画。

障がい者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成16年6月に改正され、何人も障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利・利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。

障がい者週間

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障がい者基本法では、12月3日から9日までの一週間を「障がい者週間」としている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

<タ行>

地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設。

地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。

河南町においては、広域的な施策の展開をが必要であることより太子町及び千早赤阪村と共同で運営を行っています。

地域リハビリテーション

障がいのある人や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉および生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて

特別支援教育コーディネーター

各学校において、学校と福祉、医療等の関係機関との連絡調整や保護者に対する学校の窓口として調整的役割を担う者。

トライアル雇用制度

試行的に短期間（原則 3 カ月）雇用し、業務を行うにあたり適正や能力・可能性を確認し、障がい者との相互理解を深めてもらい、常用雇用への移行や雇用経験のない者を新たに受け入れるきっかけづくりとする制度。

<ナ行>

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリトマトーデス」「ベーチェット病」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」など。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が自立し、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどの生活支援を行う事業。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

<八行>

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

ピクトグラム

不特定多数の人々に対して情報を伝えるためにデザインされた、専門的又は職業的訓練なしでも理解される図記号。絵文字。

<ヤ行>

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

<ラ行>

理学療法士

身体に障害のある人に対して、その基本的動作能力の回復を図るため、治療体操などの運動療法を行う専門職。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自律能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自律と参加を目指す考え方。

(4) アンケート調査結果

調査目的

障がい者及びその家族等の意向や生活実態等を調査し、サービスの量的・質的ニーズを把握して、「障害者基本法」第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」の策定の基礎資料とするものです。

調査方法

本町に居住する3障がい(身体・知的・精神)手帳保持者全員を対象に、アンケート調査を実施しました。なお、身体・知的手帳保持者人数は福祉行政報告例(平成21年3月31日現在)の数値、精神障害者保健福祉手帳保持者人数は障がい福祉計画策定時の数値としています。

調査期間及び配布・回収方法については、次表のとおりです。

調査期間及び配布・回収方法

調査対象	調査期間	配布・回収方法
本町に居住する3障がい(身体・知的・精神)手帳保持者	平成21年11月10日～11月24日	郵送による配布・回収

回収状況

調査対象者別の配布・回収数などは、次表のとおりです。

調査対象者別回収状況

調査対象	配布数 (件)	回収数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答率 (%)
本町に居住する3障がい(身体・知的・精神)手帳保持者	830	455	455	54.8%

アンケート調査結果の見方

回答の比率は、その詰問の回答者数(N)を基数として算出した。複数回答の詰問は、全ての比率を合計すると、100.0%を超えることがある。

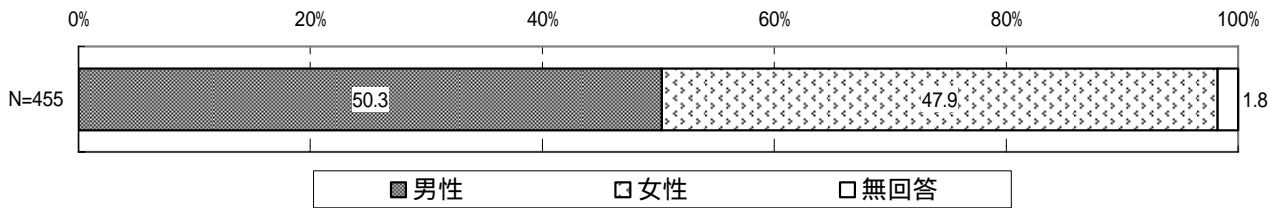
図表中に次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した質問である。

- ・ M A % = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- ・ 3 L A % = 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
- ・ 2 L A % = 回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合

1. 対象者の属性

(1) 性別

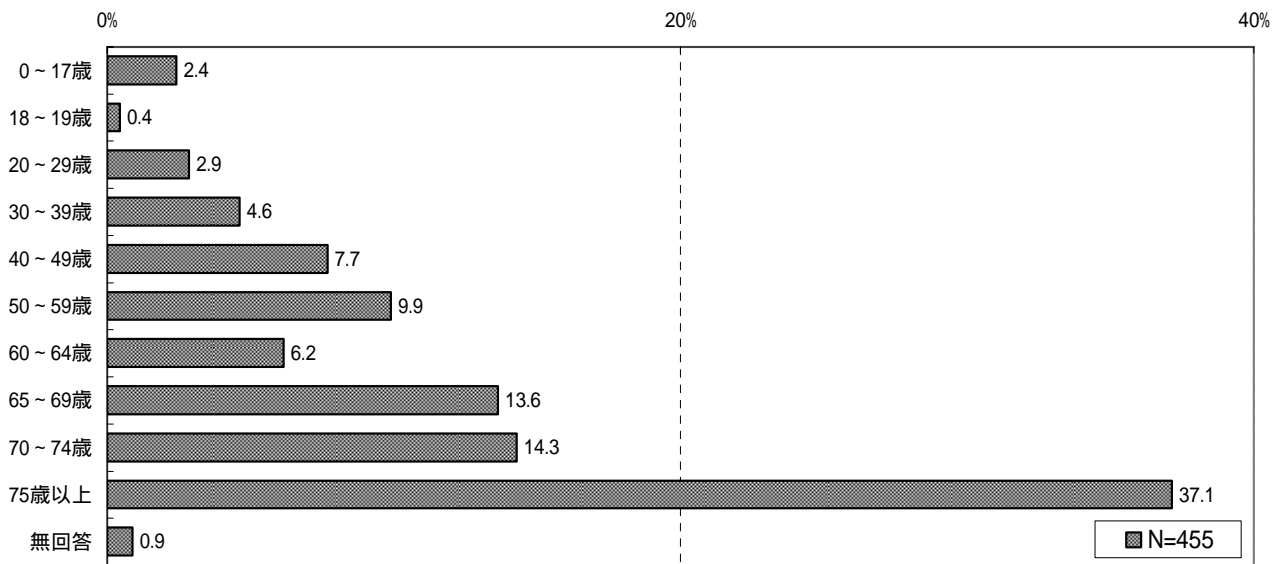
図 性別



性別では、「男性」が50.3%、女性が47.9%となっています。

(2) 年齢

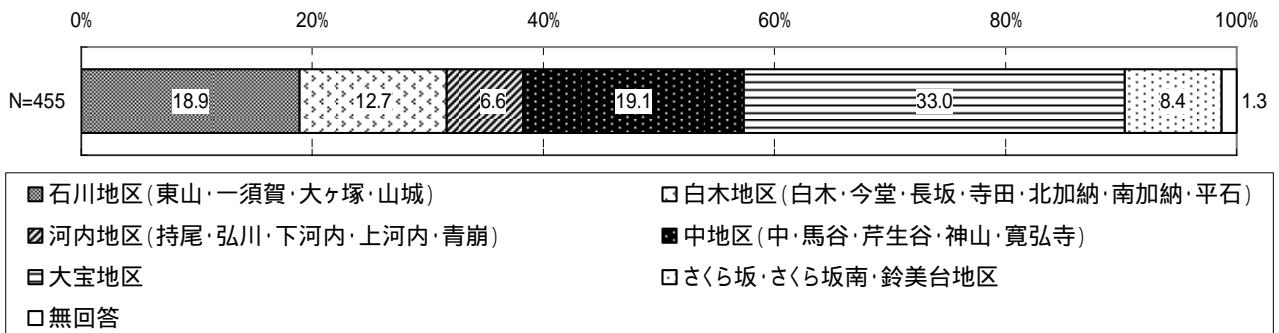
図 年齢



年齢では、「75歳以上」が37.1%と最も高く、次いで「70～74歳」が14.3%、「65～69歳」が13.6%と65歳以上で65.0%を占めています。

(3) 居住地区

図 居住地区



居住地区では、「大宝地区」が33.0%と最も高く、次いで「中地区」が19.1%、「石川地区」が18.9%となっています。

(4) 障害者手帳

図 身体障がい者手帳

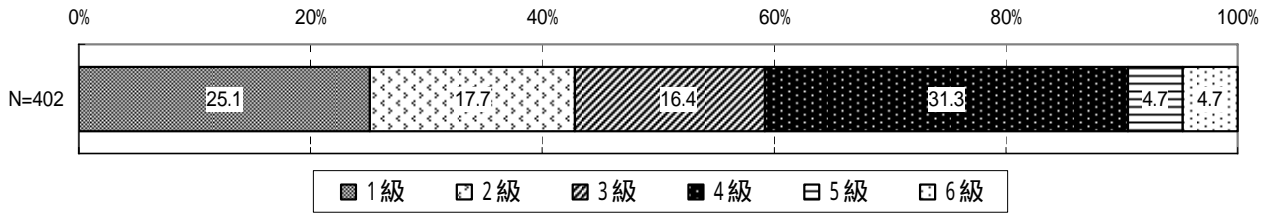


図 療育手帳

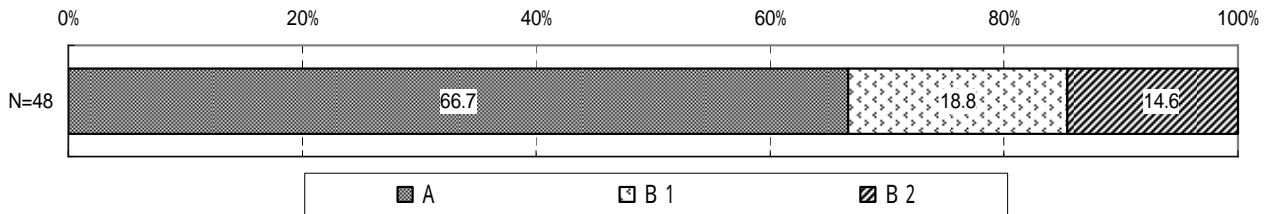
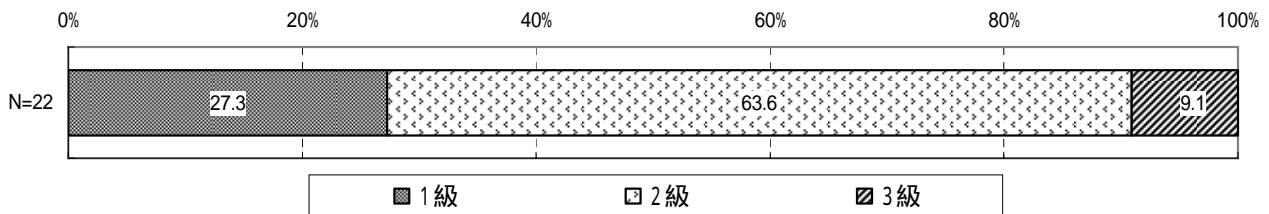


図 精神障がい者保健福祉手帳

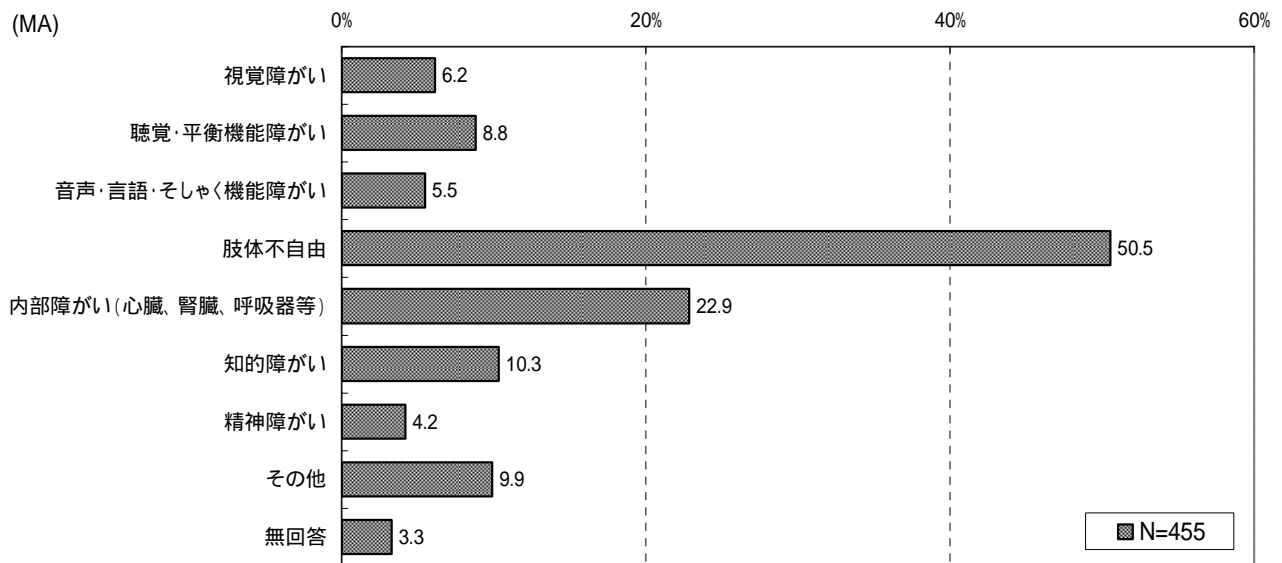


いずれも無回答を除く

持っている障害者手帳をたずねたところ、身体障がい者手帳では「4級」が31.3%と最も高く、次いで「1級」が25.1%、「2級」が17.7%となっている。また、療育手帳では「A」、精神障がい者保健福祉手帳では「2級」がそれぞれ6割以上を占めています。

(5) 障がいの種類

図 障がいの種類

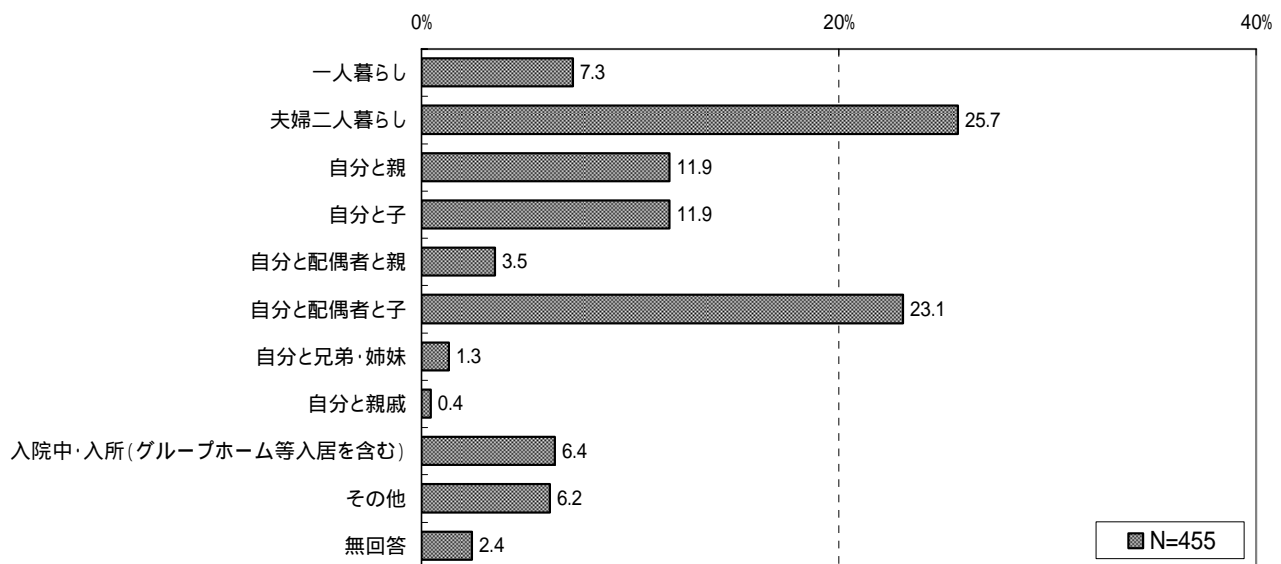


障がいの種類では、「肢体不自由」が50.5%と最も高く、次いで「内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器等)」が22.9%、「知的障がい」が10.3%となっています。

2. 住まいについて

(1) 同居者

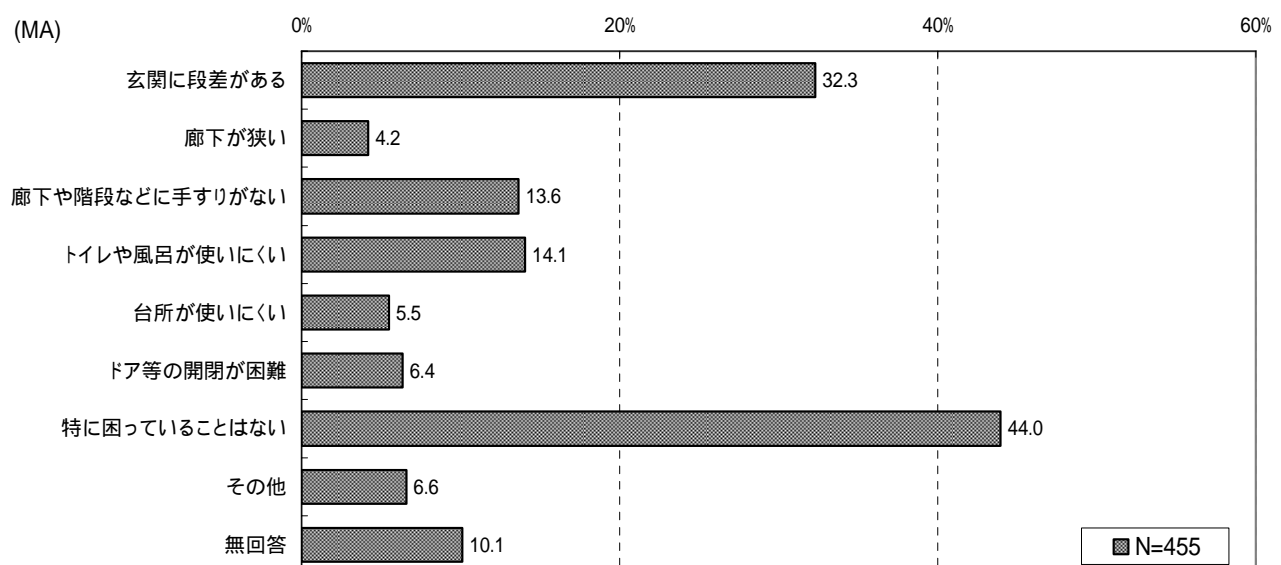
図 同居者



同居者では、「夫婦2人暮らし」が25.7%と最も高く、次いで「自分と配偶者と子」が23.1%となっています。

(2) 住まいについて困っていること

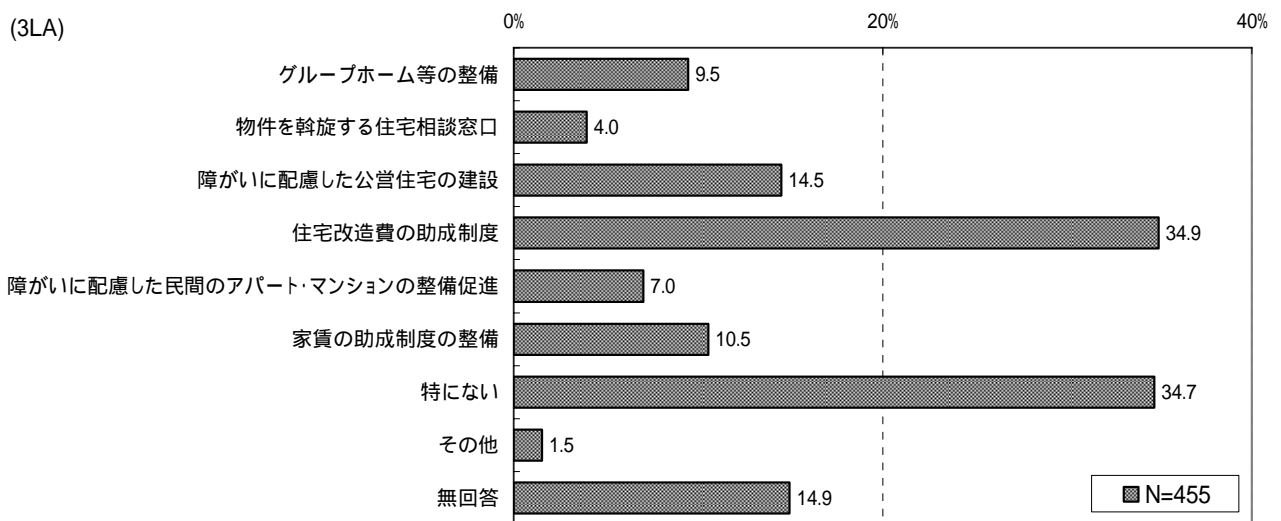
図 住まいについて困っていること



住まいについて困っていることでは、「玄関に段差がある」が32.3%、「トイレや風呂が使いにくい」が14.1%、「廊下や階段などに手すりがない」が13.6%となっています。「特に困っていることはない」は44.0%となっています。

(3) 住宅対策として望むこと

図 住宅対策として望むこと

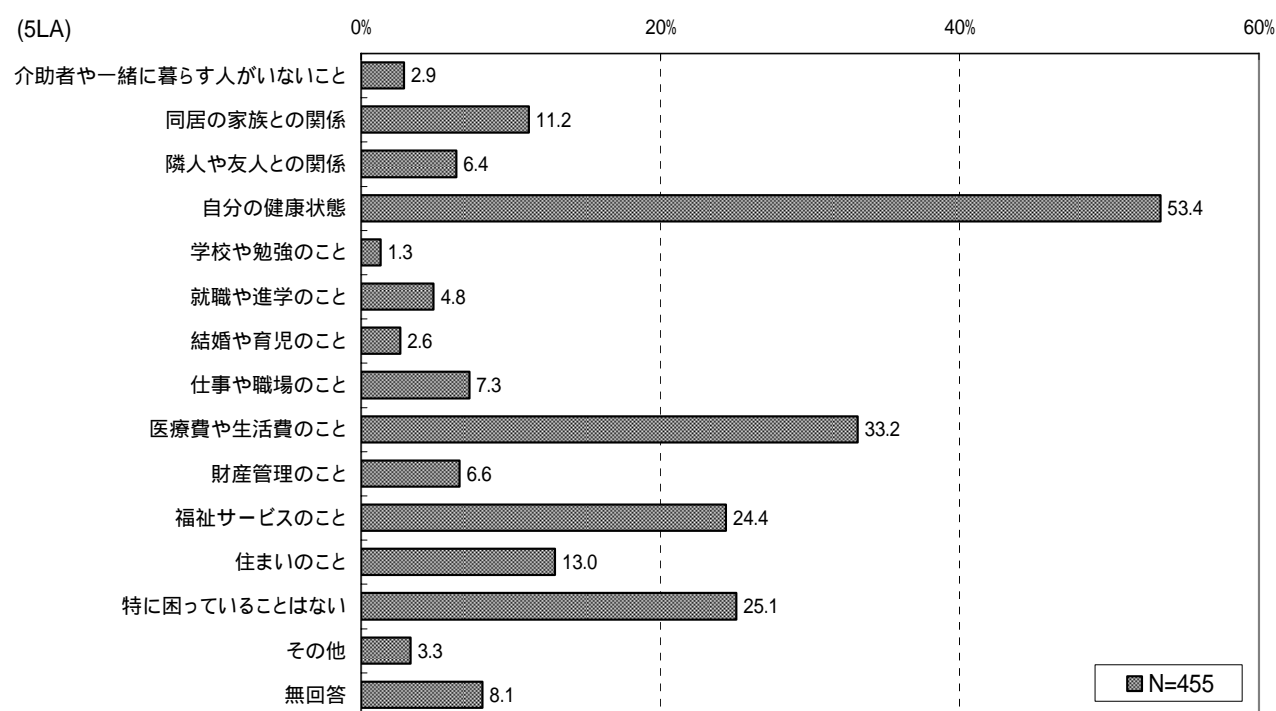


住宅対策として望むことでは、「住宅改造費の助成制度」が 34.9%と最も高く、次いで「障がいに対応した公営住宅の建設」が 14.5%、「家賃の助成制度の整備」が 10.5%となっています。

3. 日常生活について

(1) 日常生活で困っていることや不安に思っていること

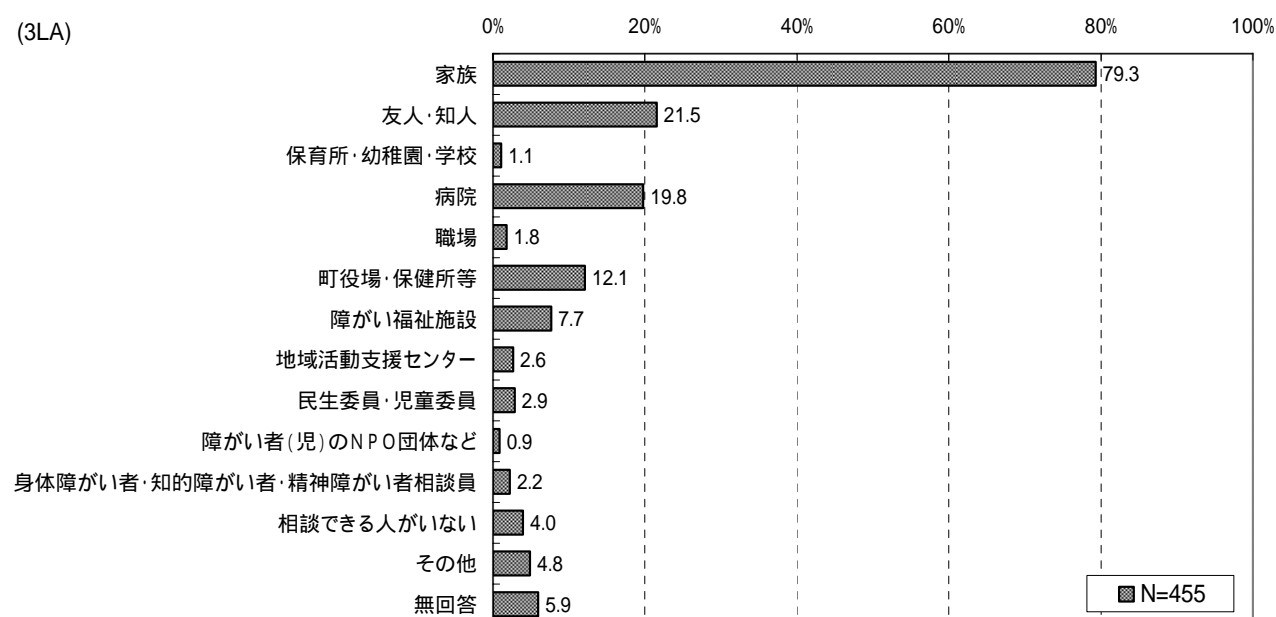
図 日常生活で困っていることや不安に思っていること



日常生活で困っていることや不安に思っていることは、「自分の健康状態」が 53.4%と最も高く、次いで「医療費や生活費のこと」が 33.2%、「福祉サービスのこと」が 24.4%となっています。

(2) 悩みの相談先

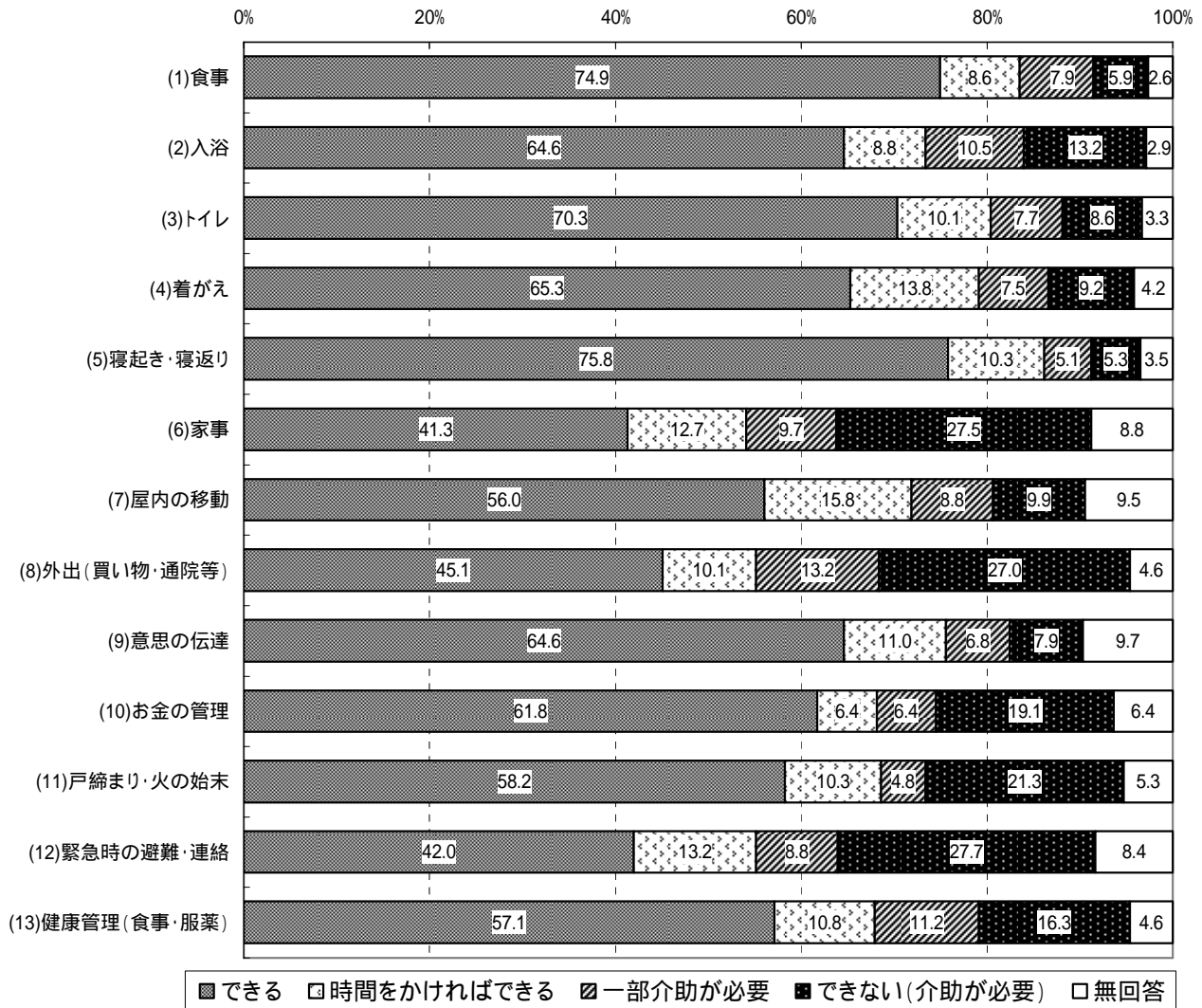
図 悩みの相談先



悩みを誰またはどこに相談するかたずねたところ、「家族」が 79.3%と最も高く、次いで「友人・知人」が 21.5%、「病院」が 19.8%となっています。

(3) 日常生活

図 日常生活

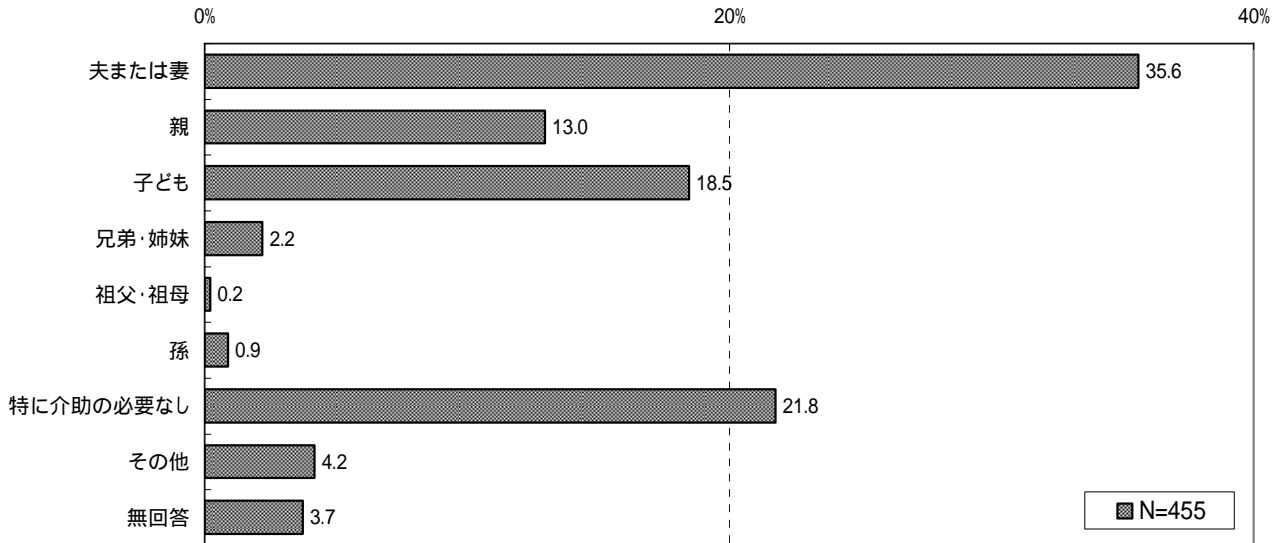


日常生活について、自分でどの程度できるか13項目についてたずねたところ、「できる」と「時間をかければできる」をあわせると、「(5)寝起き・寝返り」が86.1%、「(1)食事」が83.5%、「(3)トイレ」が80.4%とこの3項目はいずれも8割以上を占めています。

一方、「一部介助が必要」と「できない(介助が必要)」をあわせると、「(8)外出(買い物・通院等)」が40.2%、「(6)家事」が37.2%、「(12)緊急時の避難・連絡」が36.5%と高くなっています。

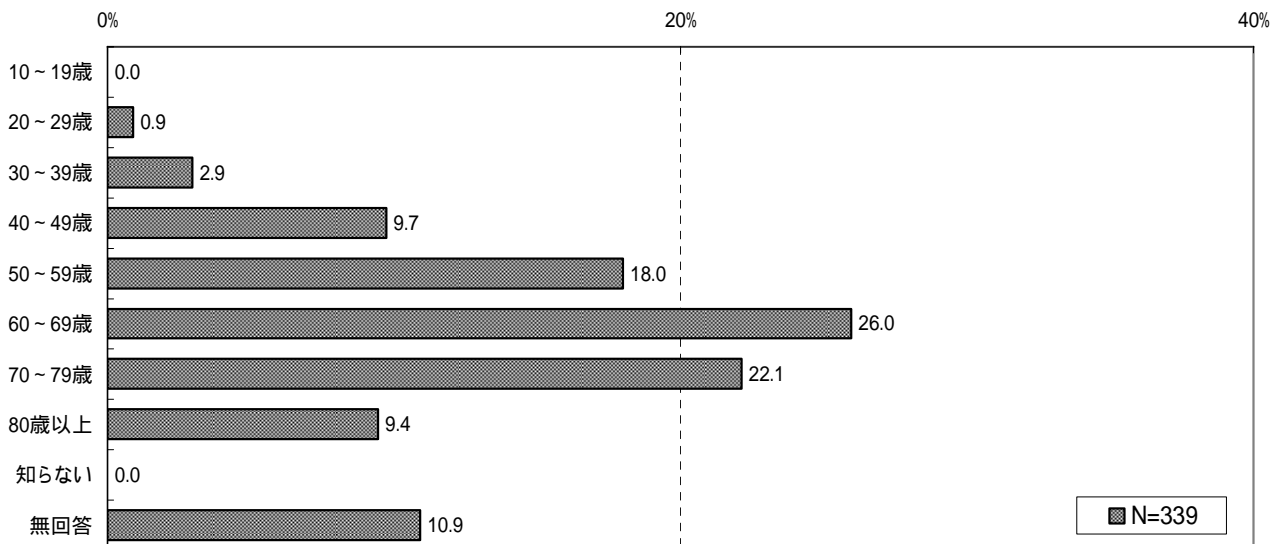
(4) 主な介助者

図 主な介助者



主な介助者では、「夫または妻」が 35.6%と最も高く、次いで「子ども」が 18.5%、「親」が 13.0% となっています。「特に介助の必要なし」と無回答を除くと、74.5%が家族に介助されています。

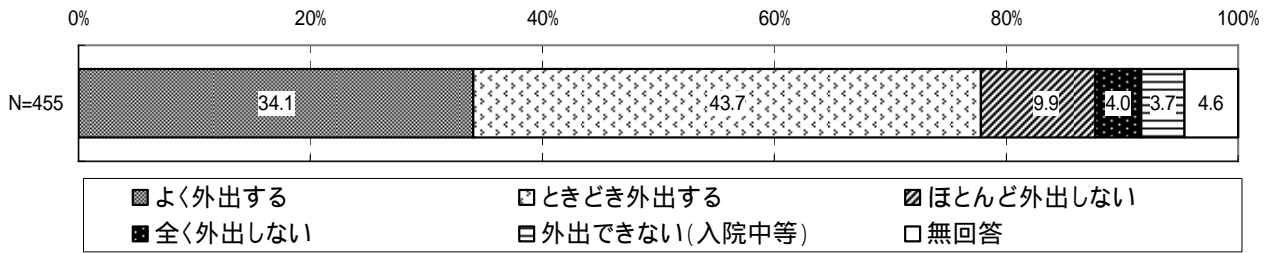
図 主な介助者の年齢



次に、家族の主な介助者の年齢についてたずねたところ、「60～69歳」が 26.0%で最も高く、次いで「70～79歳」が 22.1%、「50～59歳」が 18.0%となっており、50歳以上で 66.1%、60歳以上でも 57.5%を占めています。

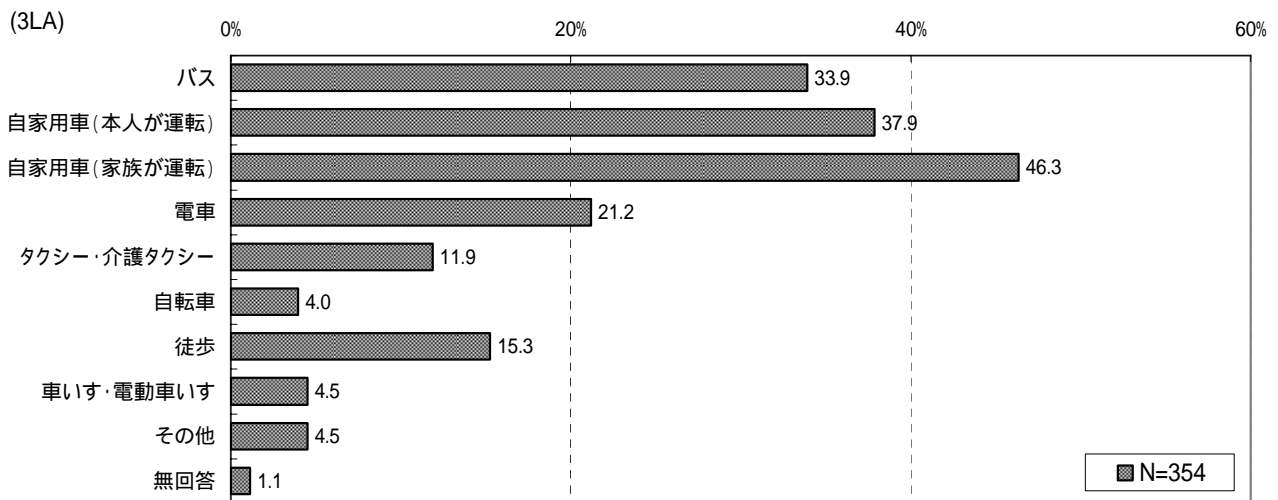
(5) 外出状況

図 外出状況



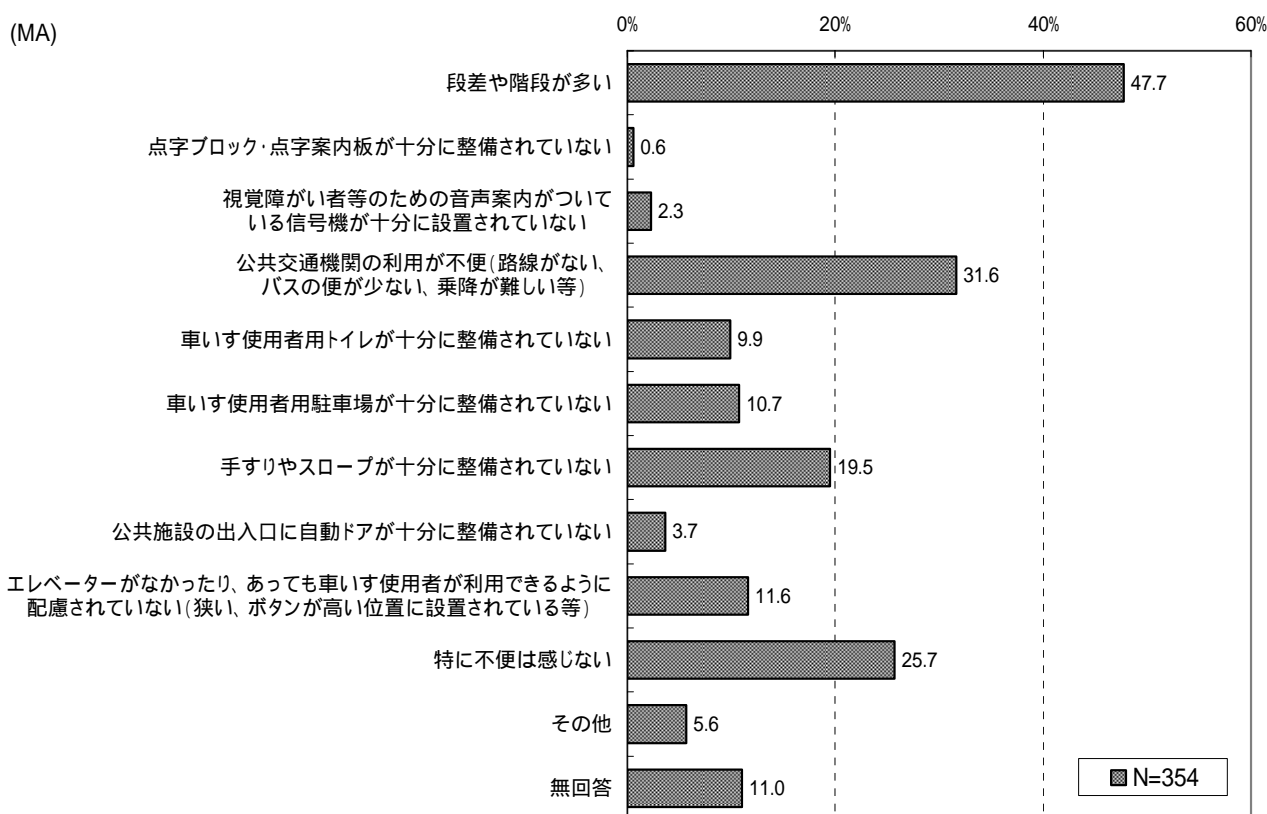
外出状況をたずねたところ、「よく外出する」と「ときどき外出する」をあわせると 77.8%を占めています。

図 外出する際の交通手段



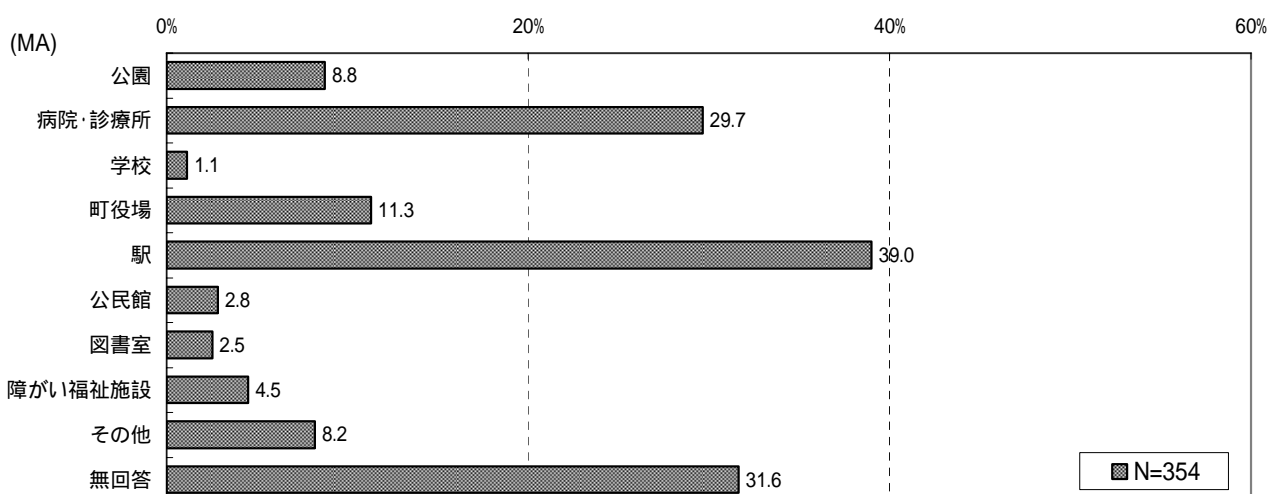
外出をすることがある人に、通勤や通学、施設や病院への通院など、外出する際の交通手段をたずねたところ、「自家用車(家族が運転)」が 46.3%と最も高く、次いで「自家用車(本人が運転)」が 37.9%、「バス」が 33.9%となっています。

図 外出する際に不便を感じること



次に、外出時に不便を感じることでは、「段差や階段が多い」が 46.3%と最も高く、次いで「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しい等)」が 31.6%、「手すりやスロープが十分に整備されていない」が 19.5%となっています。

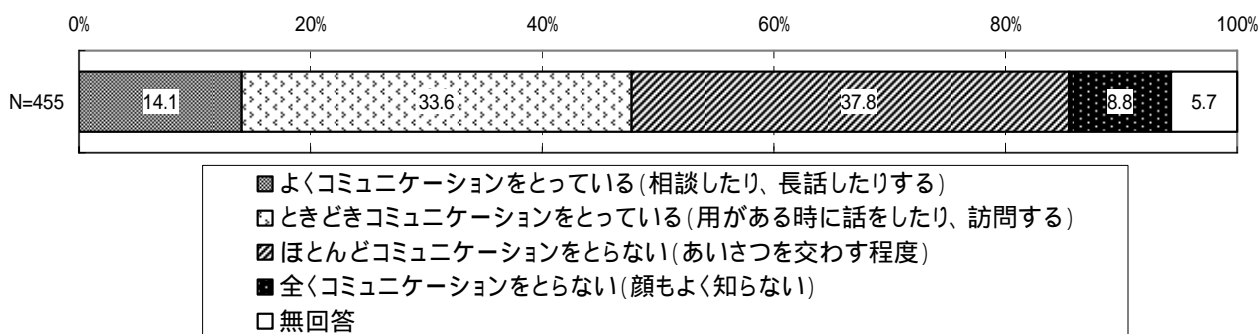
図 外出する際に不便を感じる場所



また、外出時に不便を感じる場所では、「駅」が 39.0%と最も高く、次いで「病院・診療所」が 29.7%、「町役場」が 11.3%となっています。

(6) 近所付き合いの状況

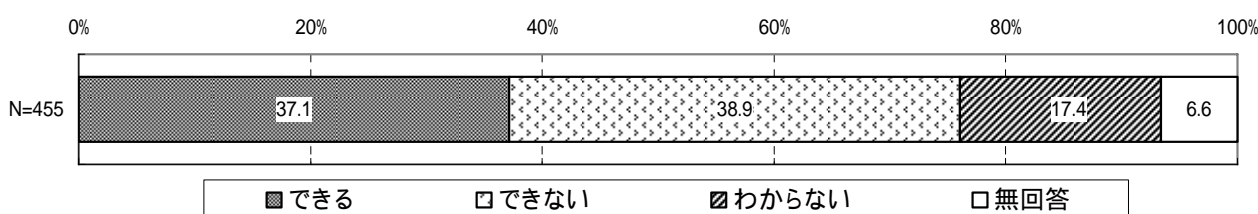
図 近所付き合いの状況



近所付き合いの状況をたずねたところ、「よくコミュニケーションをとっている (相談したり、長話したりする)」と「ときどきコミュニケーションをとっている (用がある時に話をしたり、訪問する)」をあわせると 47.7% となっており、約 5 割の人が近所の人とコミュニケーションがとれています。

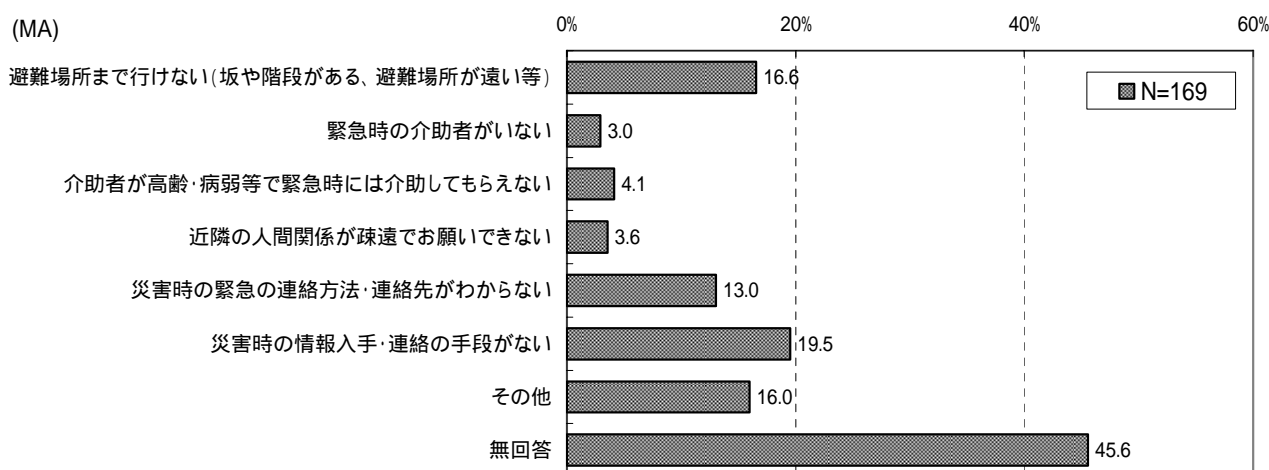
(7) 災害時の自力避難

図 災害時の自力避難



地震等災害発生時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」は 37.1%、「できない」は 38.9% となっており、約 4 割の人が避難できると回答しています。

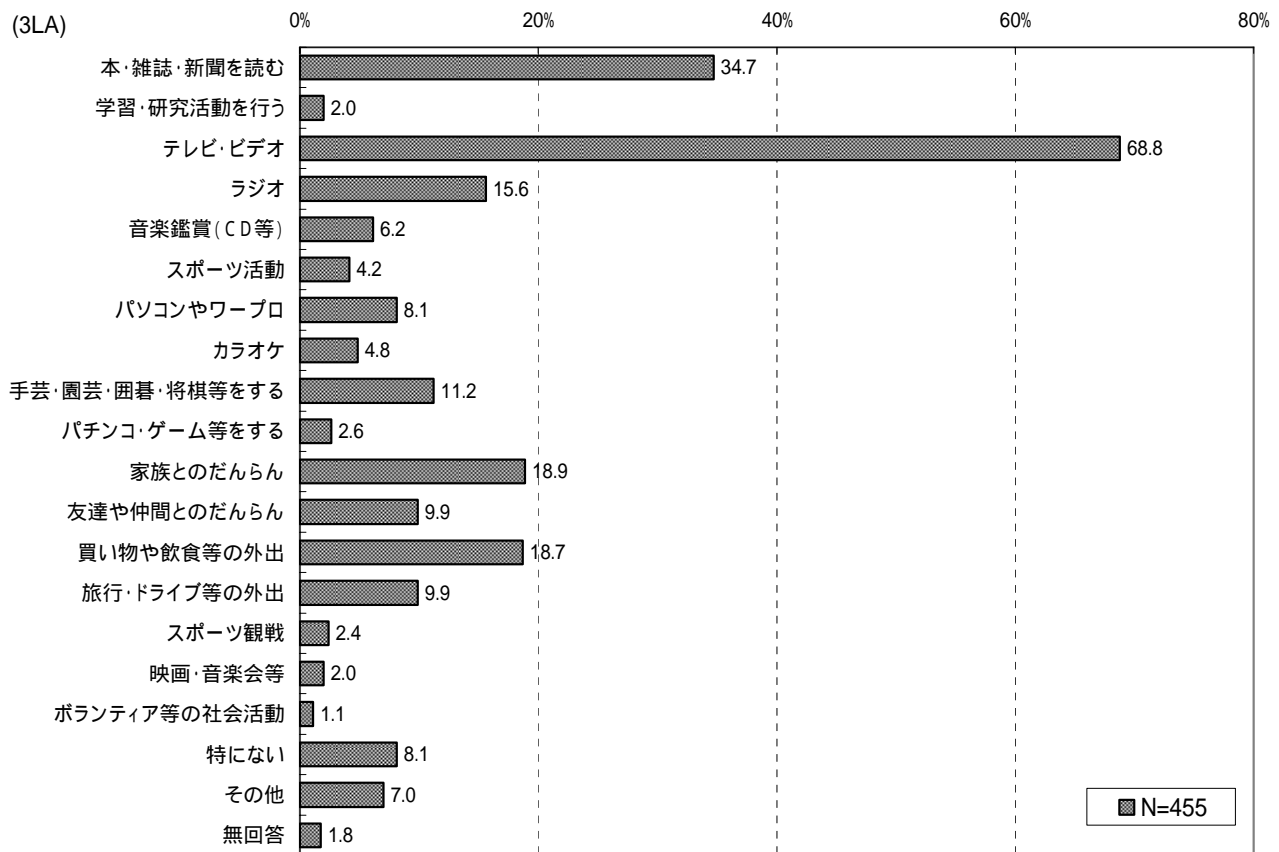
図 一人で避難する際に困ること



地震等災害発生時に一人で避難できる人に、避難時に困ることについてたずねたところ、「災害時の情報入手・連絡の手段がない」が 19.5% で最も高く、次いで「避難場所まで行けない (坂や階段がある、避難場所が遠い等)」が 16.6% となっています。

(8) 余暇時間の過ごし方

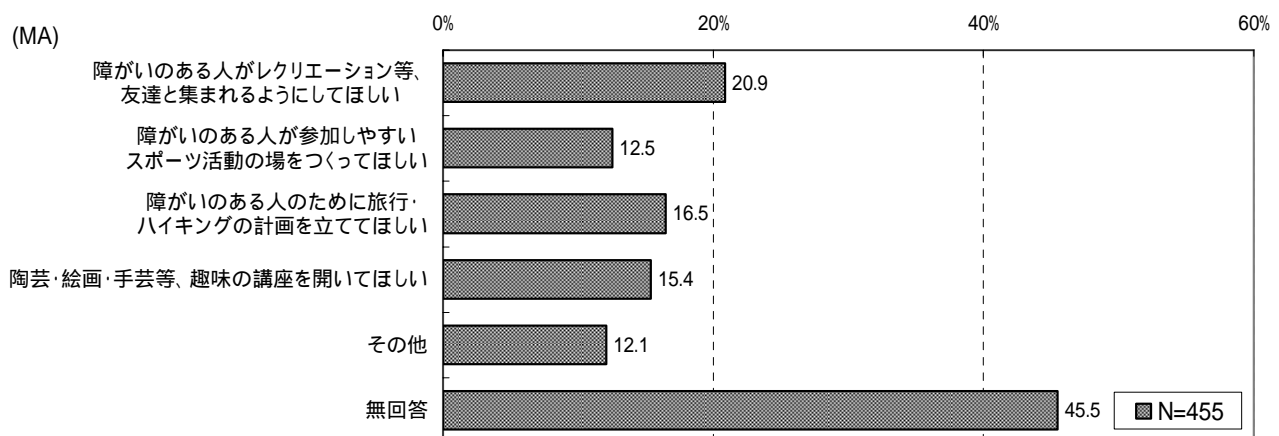
図 余暇時間の過ごし方



余暇時間の主な過ごし方では、「テレビ・ラジオ」が 68.8%と最も高く、次いで「本・雑誌・新聞を読む」が 34.7%、「家族とのだんらん」が 18.9%となっています。

(9) 地域で行ってほしい障がい者の活動

図 地域で行ってほしい障がい者の活動

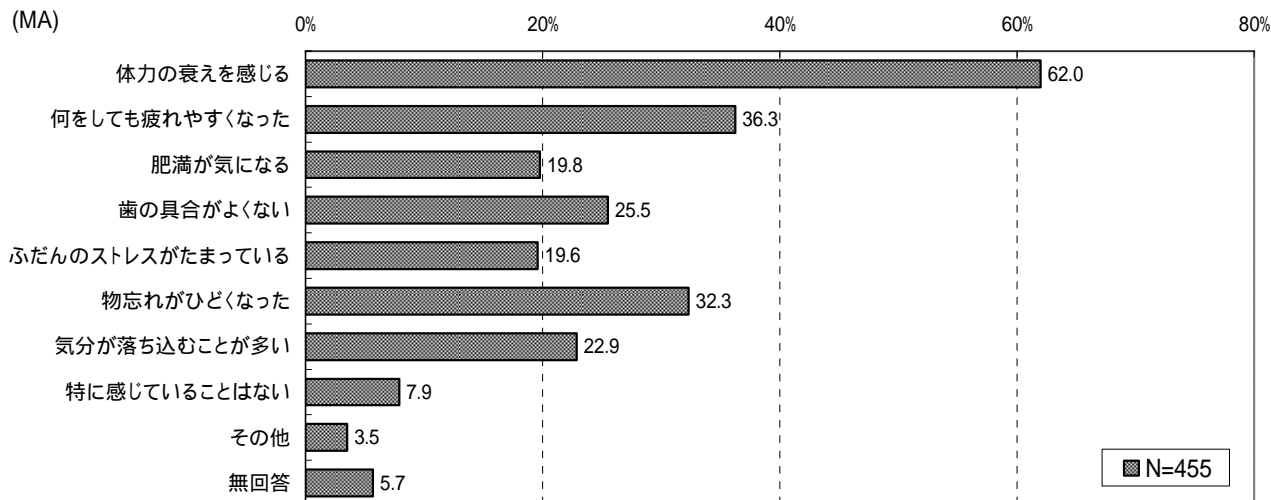


地域において、障がいのある人のレクリエーション・文化活動・スポーツ活動について、行ってほしいことでは、「障がいのある人がレクリエーション等、友達と集まれるようにしてほしい」が 20.9%と最も高く、次いで「障がいのある人のために旅行・ハイキングの計画を立ててほしい」が 16.5%、「陶芸・絵画・手芸等、趣味の講座を開いてほしい」が 15.4%となっています。

4 . 医療・保健について

(1) 健康状態で感じていること

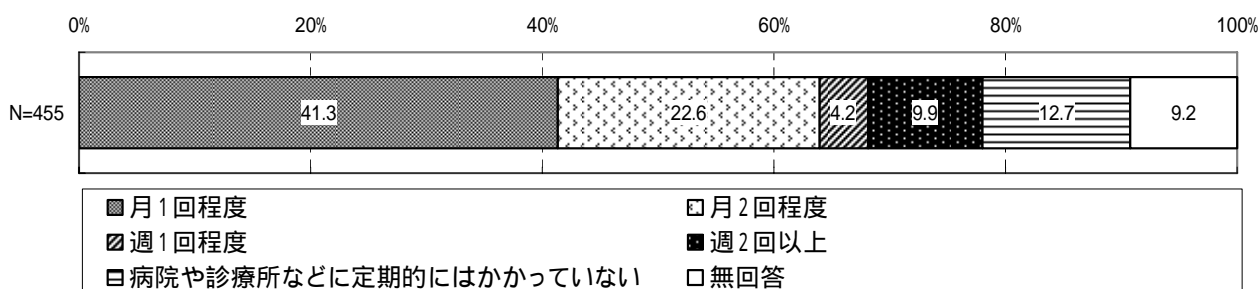
図 健康状態で感じていること



最近健康状態で感じていることでは、「体力の衰えを感じる」が 62.0%と最も高く、次いで「何をしても疲れやすくなった」が 36.3%、「物忘れがひどくなった」が 32.3%となっています。

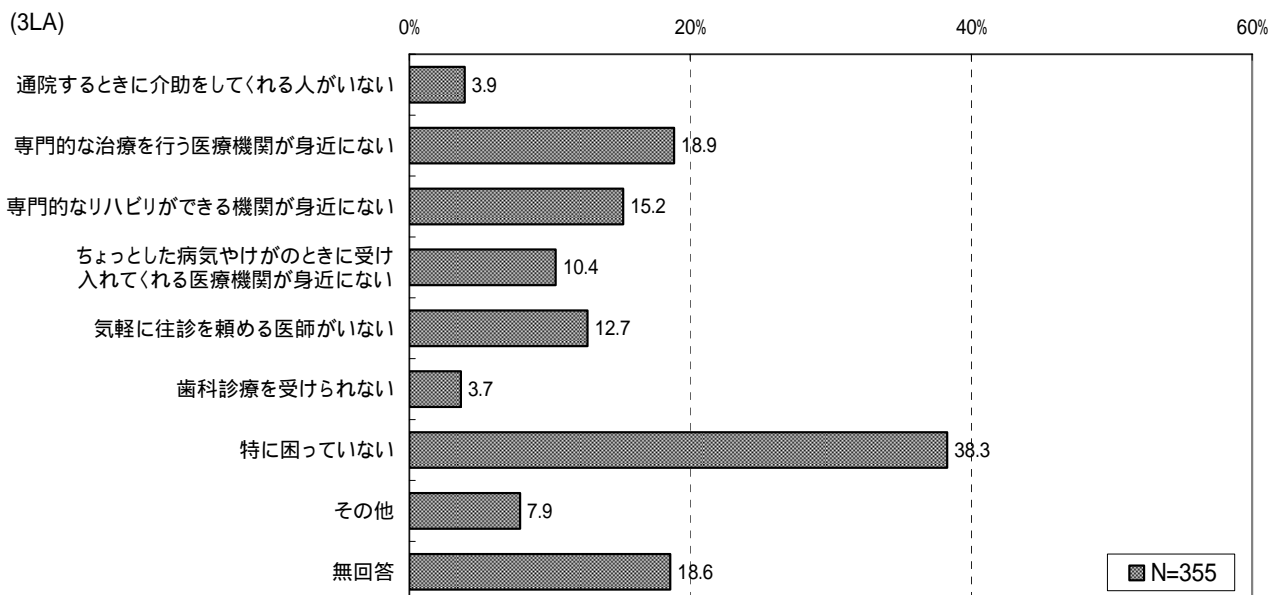
(2) 通院状況

図 通院状況



どの程度病院や診療所にかかっているかたずねたところ、「月1回程度」が 41.3%と最も高く、次いで「月2回程度」が 22.6%であり、通院が月1～2回程度の人で6割を占めています。一方、「病院や診療所などに定期的にはかかっていない」は 12.7%となっています。

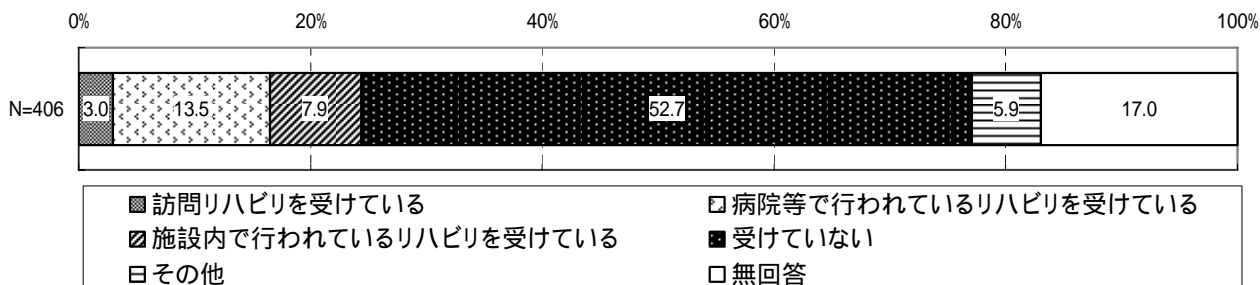
図 通院する際に困っていること



病院や診療所にかかっている人に、通院の際に困っていることをたずねたところ、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が18.9%、「専門的なリハビリができる機関が身近にない」が15.2%、「気軽に往診を頼める医師がいない」が12.7%となっています。「特に困っていない」は38.3%となっています。

(4) リハビリの状況

図 リハビリの状況

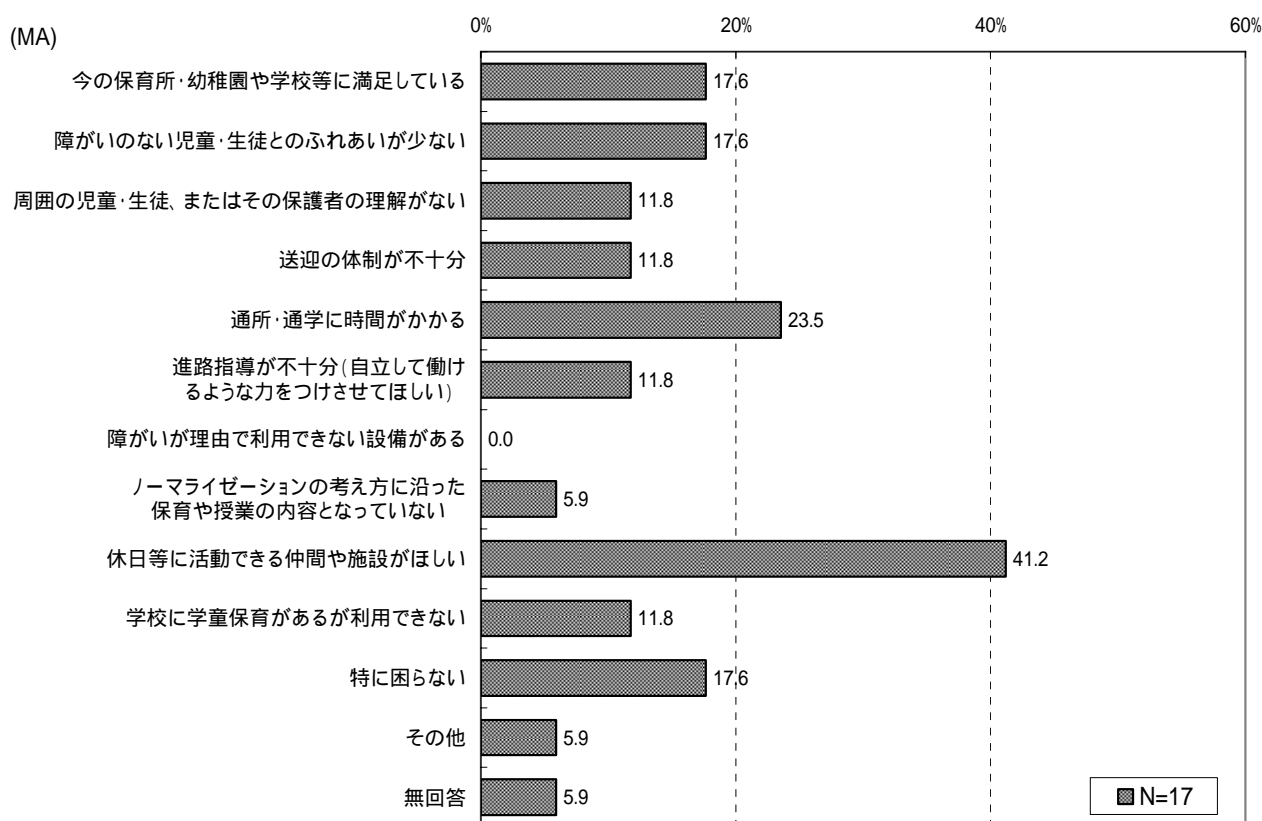


身体障がいのある人に、機能回復や機能維持のためのリハビリ（機能訓練）を受けているかたずねたところ、「訪問リハビリを受けている」と「病院等で行われているリハビリを受けている」と「施設内で行われているリハビリを受けている」をあわせると、受けている人は24.4%となっています。一方、受けていない人は52.7%と過半数を超えています。

5 . 教育・就労について

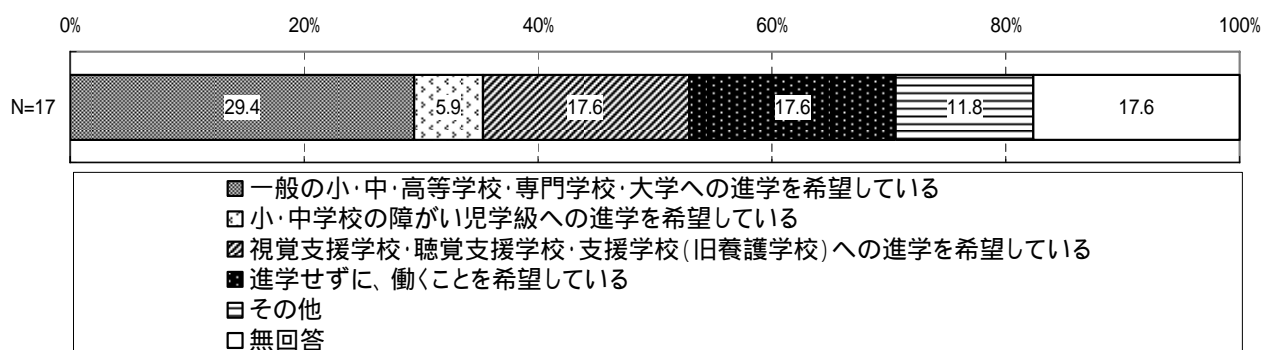
(1) 通所・通学状況

図 通所・通学する際に感じること



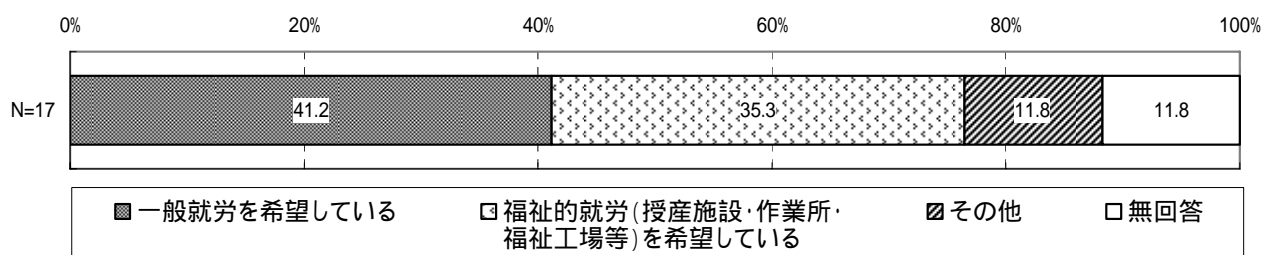
通所・通学している人に、通所・通学する際に感じることについてたずねたところ、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」が 41.2% (7 人) と最も高く、次いで「通所・通学に時間がかかる」が 23.5% (4 人) となっています。

図 進学についての希望



通所・通学している人の進学についての希望としては、「一般の小・中・高等学校・専門学校・大学への進学を希望している」が 29.4% (5 人) と最も高く、以下「視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校(旧養護学校)への進学を希望している」と「進学せずに、働くことを希望している」が 17.6% (3 人) と続いています。

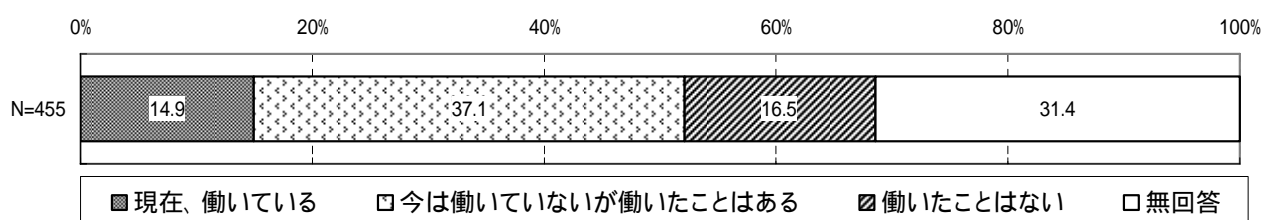
図 就労についての希望



通所・通学している人の就労についての希望としては、「一般就労を希望している」が41.2%(7人)、「福祉的就労(授産施設・作業所・福祉工場等)を希望している」が35.3%(6人)となっています。

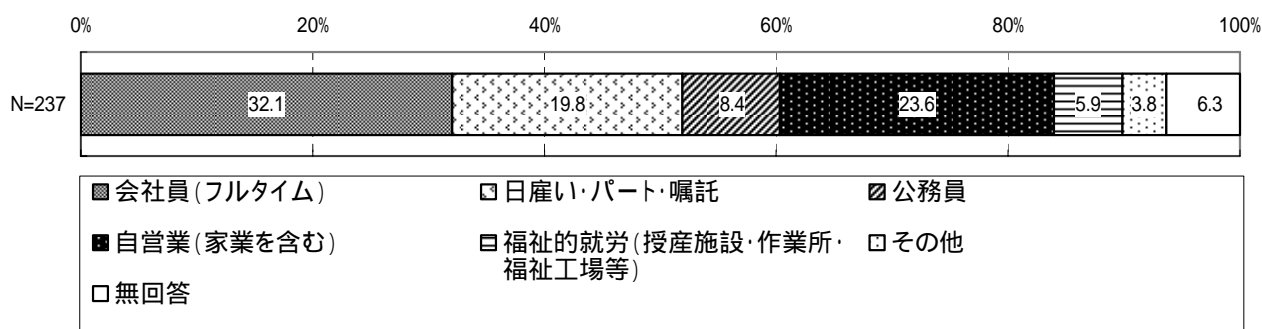
(2) 就労状況

図 就労状況



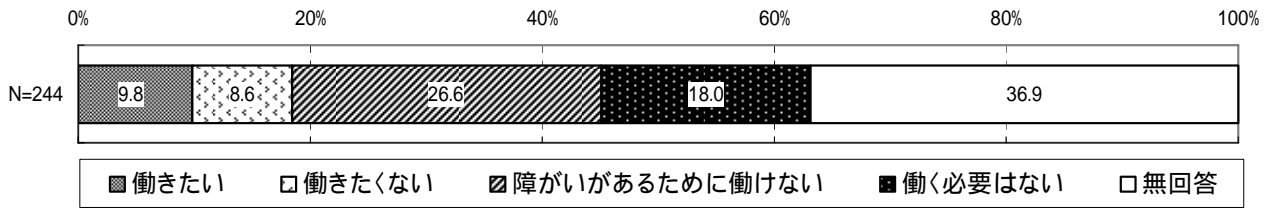
就労状況については、「現在、働いている」が14.9%となっており、「今は働いていないが働いたことはある」が37.1%、「働いたことはない」が16.5%となっています。「現在、働いている」と「今は働いていないが働いたことはある」をあわせた就労経験のある人は52.0%、「今は働いていないが働いたことはある」と「働いたことはない」をあわせた現在就労していない人は53.6%となります。

図 勤め先・就労形態



就労経験のある人に、その勤め先・就労形態についてたずねたところ、「会社員(フルタイム)」が32.1%と最も高く、次いで「自営業(家業を含む)」が23.6%、「日雇い・パート・嘱託」が19.8%となっています。

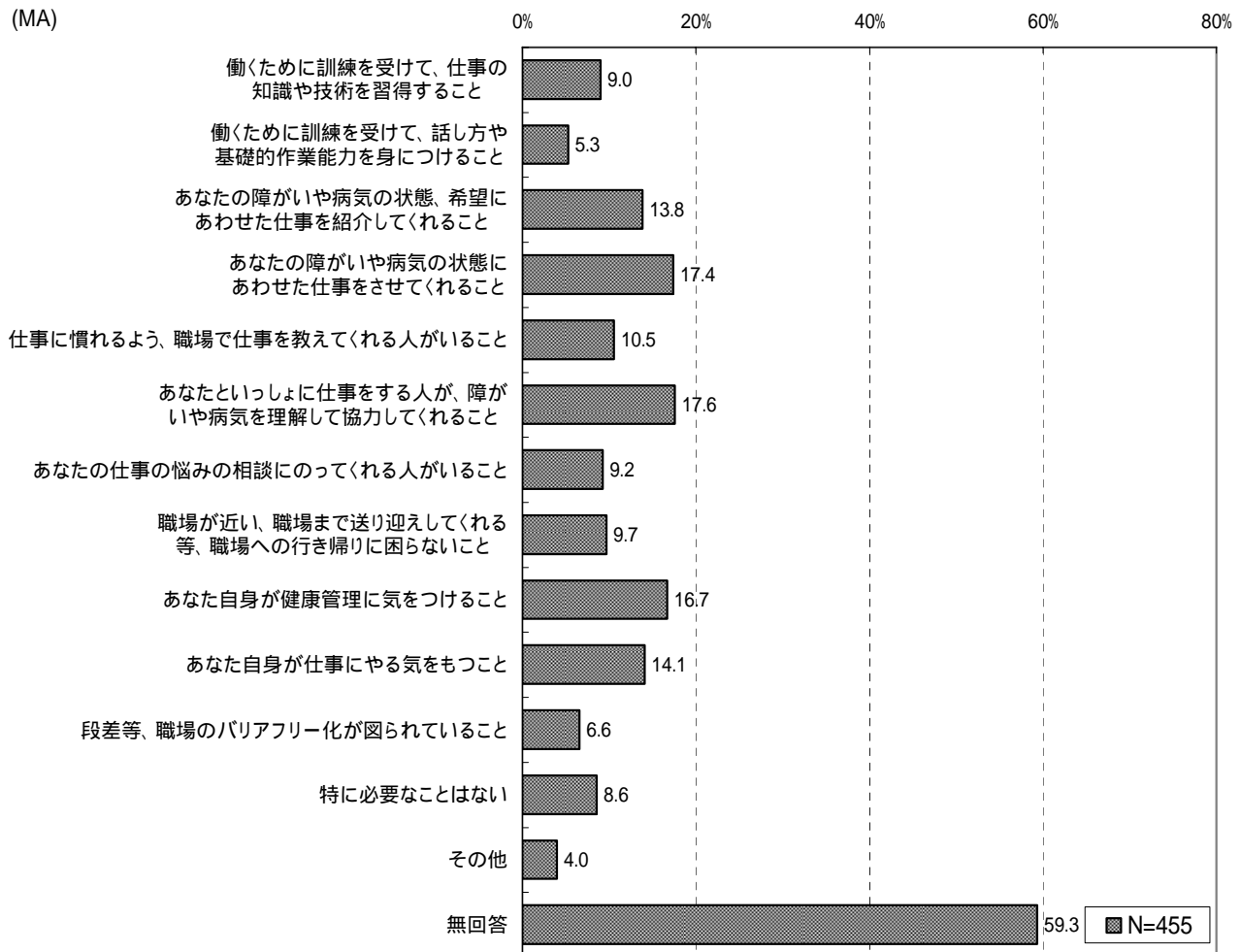
図 就労意向



現在就労していない人に、就労意向についてたずねたところ、「働きたい」は9.8%と約1割にとどまっています。また、「働きたくない」は8.6%、「障がいがあるために働けない」は26.6%、「働く必要はない」は18.0%となっています。

(3) 仕事をする(続ける)ために必要なこと

図 仕事をする(続ける)ために必要なこと

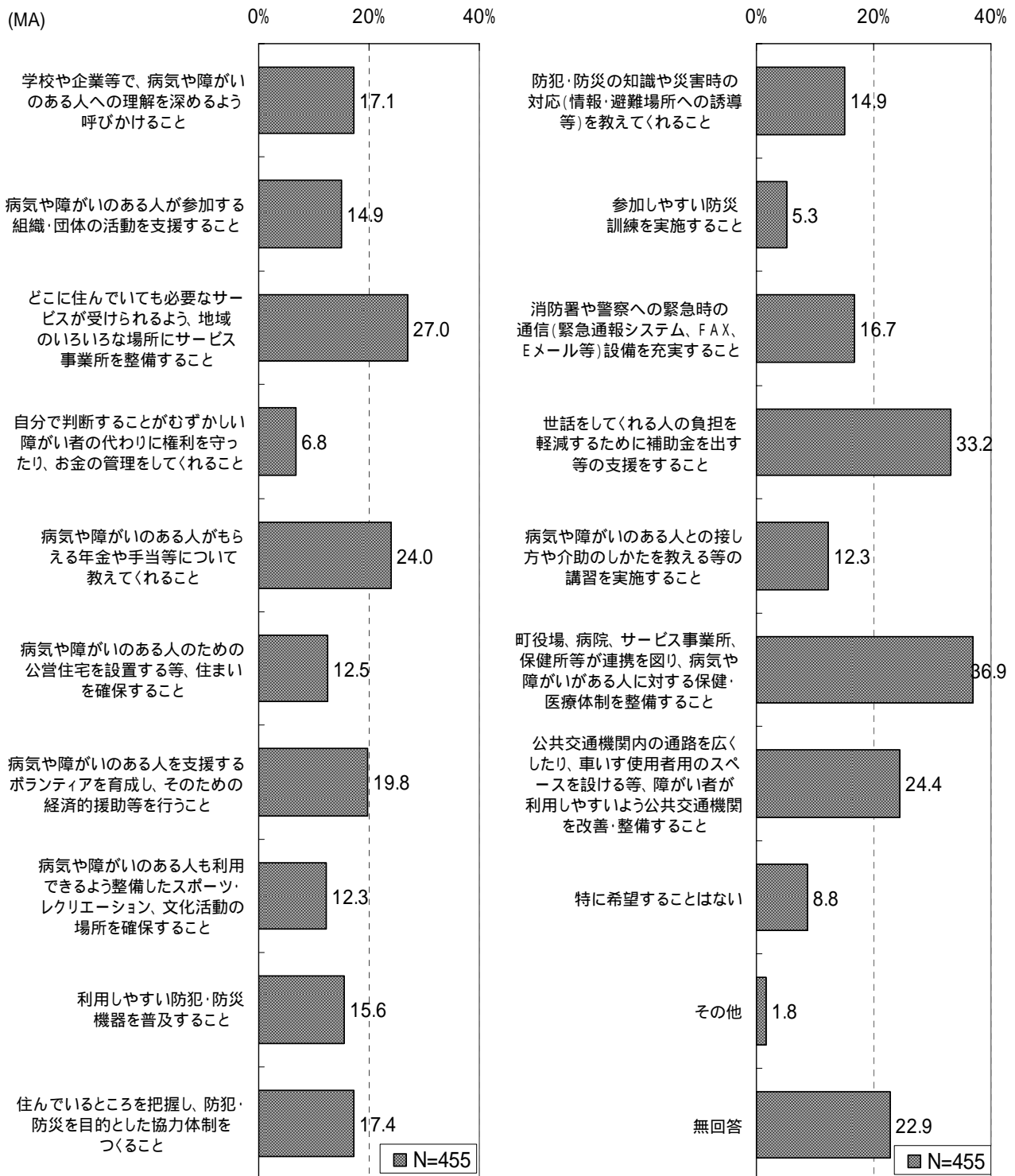


仕事をする(続ける)ために必要なこととしては、「あなたとひとりに仕事をする人が、障がいや病気を理解して協力してくれること」が17.6%と最も高く、次いで「あなたの障がいや病気の状態にあわせた仕事をさせてくれること」が17.4%、「あなた自身が健康管理に気をつけること」が16.7%となっています。

6 . 行政への要望について

(1) 町に対して希望すること

図 町に対して希望すること



町に対して希望することでは、「町役場、病院、サービス事業所、保健所等が連携を図り、病気や障がいがある人に対する保健・医療体制を整備すること」が36.9%と最も高く、次いで「世話をしてくれる人の負担を軽減するために補助金を出す等の支援をすること」が33.2%、「どこに住んでいても必要なサービスが受けられるよう、地域のいろいろな場所にサービス事業所を整備すること」が27.0%、「公共交通機関内の通路を広くしたり、車いす利用者用のスペースを設ける等、障がい者が利用しやすいよ

う公共交通機関を改善・整備すること」が 24.4%、「病気や障がいのある人がもらえる年金や手当等について教えてくれること」が 24.0%となっています。

保健・医療体制の整備、補助金等による経済的支援の充実、サービスの地域格差の解消、公共交通機関の整備などがニーズとして高くなっています。

河南町障がい者計画

発行日：平成22(2010)年3月

編集・発行：河南町健康福祉部高齢障がい福祉課

〒585-8585 河南町大字白木 1359-6

TEL 0721-93-2500

<http://www.town.kanan.osaka.jp/>

e-mail:kenkou@town.kanan.osaka.jp